

～安心して共に暮らせる地域社会づくり～

第3次 安八郡障害者計画

平成27年度～平成32年度

平成27年3月

輪之内町

～ はじめに ～

安八郡では、平成19年度に「第2次安八郡障害者計画」を策定し、障がいの有無にかかわらず、家庭や地域で普通の暮らしができる「安心して共に暮らせる地域社会づくり」を基本理念としました。そしてこの間、すべての住民が参画してつくる、障がいのある人が住みよい社会をめざして、福祉施策の充実を図り、人権が尊重され、人にやさしく、人々が心を通わせながら支え合うまちづくりを推進してまいりました。

第2次障害者計画が期間満了を迎え、期間6年の「第3次安八郡障害者計画」を策定しました。本計画は、障害者基本法を根拠法に、国の障害者基本計画及び岐阜県障がい者総合支援プランを基本に、安八郡の障がい者の状況等を踏まえた障がい者のための施策に関する基本的、中期的な計画です。

本計画は、地域での利用者の利便性、円滑な施策の実施をめざして、神戸町、輪之内町、安八町が広域的視点で、それぞれの町の特徴を生かして知恵を出し合い、協力して策定に臨みました。

安八郡では同時に、3町による期間3年の「第4期障害福祉計画」も策定しました。この計画は施設入所者の削減、一般就労への移行支援や障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、それぞれ必要な量の見込みなどを示しております。

「第3次障害者計画」「第4期障害福祉計画」はいずれも「安八郡障がい者自立支援協議会」において策定していただきましたが、策定にあたり、3町に在住の障がいのある方を対象にアンケート調査を実施して、障がい者やご家族のニーズや意向を把握するとともに、計画に対する住民の皆様のご意見をおうかがいして、反映させていただきました。

最後になりましたが、本計画の策定に際して、熱心にご協議を賜りました自立支援協議会委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力をいただいた皆様、地域住民の皆様に心より感謝申し上げます。

平成27年3月

輪之内町長 木野 隆之

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 背景.....	1
(1) 国の動向	1
(2) 岐阜県の動向	1
(3) 安八郡における障害者関連計画の取組み	2
2. 計画の性格及び位置づけ	2
(1) 計画の性格.....	2
(2) 障がい福祉事業における2つの計画	3
3. 計画の対象・期間	4
4. 計画の策定体制.....	4
第2章 障がいのある人を取り巻く現況	5
1. 障がいのある人たちの状況.....	5
(1) 人口の推移.....	5
(2) 身体に障がいのある人.....	7
(3) 知的障がいのある人	9
(4) 精神に障がいのある人.....	10
(5) 発達障がいのある人	10
(6) 高次脳機能に障がいのある人	10
(7) 難病患者等.....	11
2. 障がい児の就園状況（就学前教育・保育・療育等）	12
(1) 保育所・幼稚園（幼児園）	12
(2) 児童発達支援	13
(3) 学校教育	16
3. 障がいのある人の就労状況.....	20
(1) 一般就労	20
4. 保健・医療サービスの状況.....	22
(1) 保健	22
(2) 医療	28
5. 公的サービスの提供.....	31
(1) 障害者総合支援法以外のサービス	31
(2) 社会参加支援	36
6. 権利擁護	43
(1) 成年後見制度	43

(2) 日常生活自立支援事業.....	43
7. 生活環境住宅改造.....	44
(1) 住宅改造.....	44
(2) 公共施設のバリアフリー化.....	44
8. 関係資源の状況.....	46
(1) 相談員等.....	46
(2) 障がい者団体.....	46
(3) ボランティア.....	47
(4) 医療機関.....	48
9. アンケート調査結果からの課題.....	49
(1) アンケート調査概要.....	49
(2) アンケート結果から課題の整理.....	50
第3章 基本計画.....	65
1. 計画の基本理念.....	65
2. 計画の基本的視点.....	65
(1) ノーマライゼーション社会の実現.....	65
(2) 在宅・生活の質を重視.....	65
(3) 地域生活への移行支援.....	65
(4) 広域的視点からの施策推進.....	66
3. 基本目標.....	66
第4章 目標年度の障がいのある人の数.....	67
1. 目標年度の人口.....	67
2. 目標年度の身体障害者手帳所持者数.....	68
3. 目標年度の療育手帳所持者数.....	69
4. 目標年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数.....	69
5. 発達障がいのある人.....	70
6. 高次脳機能障がいのある人.....	70
7. 難病患者等.....	70
第5章 施策の体系と分野別の主要課題.....	71
1. 施策の体系.....	71
(1) 安心して暮らせる社会づくり.....	71
(2) 社会参加への支援の充実.....	72
(3) 日常生活を支える福祉の充実.....	72
(4) 医療・福祉の連携による支援.....	72
2. 施策の体系図.....	73
3. 分野別の主要課題.....	74
(1) 安心して暮らせる社会づくり.....	74
(2) 社会参加への支援の充実.....	74

(3) 日常生活を支える福祉の充実	75
(4) 医療・福祉の連携による支援	75
第6章 分野別計画.....	76
1. 安心して暮らせる社会づくり	76
(1) 障がい者の人権尊重と心のバリアフリー	76
(2) 福祉を支える地域社会の構築	76
(3) 福祉のまちづくりの推進	77
(4) 身近な相談支援体制の確立.....	77
(5) 情報環境の整備.....	77
(6) 安全な暮らしの確保（防災・防犯対策）	77
(7) 福祉人材の確保支援と人材の質の向上.....	78
2. 社会参加への支援の充実	78
(1) 教育の充実.....	78
(2) 雇用・就労の促進	78
(3) 外出や移動の支援	78
(4) 障がい者スポーツ、芸術・文化活動の支援.....	79
3. 日常生活を支える福祉の充実	79
(1) 障がい者の地域生活支援	79
(2) 施設入所者への環境・サービスの質の向上.....	79
(3) 所得保障制度及び経済的負担軽減制度の活用促進	80
4. 医療・福祉の連携による支援	80
(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見の充実	80
(2) 障がい児者への支援の充実.....	80
(3) リハビリテーション体制の整備.....	81
資料編.....	82

第1章 計画策定にあたって

1. 背景

(1) 国の動向

平成18年に国際連合で採択された「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約で、平成20年に発効しました。わが国は平成26年1月に批准書を寄託し、同年2月に同障害者権利条約は国内で効力が発生しました。

一方、国内では、平成5年に「障害者対策に関する新長期計画」が、平成14年に「障害者基本計画」がそれぞれ策定され、共生社会の実現に向けて各分野で法制度の改正などが整備されてきました。平成18年には「障害者自立支援法」が制定され、障がい種別ごとに分かれていた制度を一元化し、障がいのある人の「保護」から「地域の中での自立した生活の支援」へと障がい者施策の大きな転換がなされました。平成23年には「障害者基本法」が改正され、障がい者の定義の見直し、差別禁止の中に合理的配慮の概念が盛り込まれました。平成24年4月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が施行され、平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が成立しました。

また、受けたサービスに応じて対価を払う応益負担の実施は、低所得者や重度障がい者のサービス利用を妨げるなどの理由から、障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間がなくサービスの利用負担を応能負担とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が平成25年に施行され、現在に至っています。

(2) 岐阜県の動向

岐阜県の計画では、障害者基本法第9条第2項の規定に基づく「都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画」及び障害者総合支援法第89条の規定に基づく「都道府県障害福祉計画」として策定するものであり、県の障がい者福祉施策推進に当たっての基本的な考え方や実施施策等を包括的に記述するとともに、障がい福祉サービスの提供体制の確保のための方策やその質の向上を図ることを目的としています。

「第2期岐阜県障がい者支援プラン」及び「第3期岐阜県障害福祉計画」がともに平成26年度末で期間満了を迎えるため、これまで別々に定めていた両計画の一層の調和を図り、障がい者施策を総合的に推進するため、両計画を一体化して策定することになりました。

(3) 安八郡における障害者関連計画の取組み

安八郡の4町（当時）が平成10年度に国の高齢者介護サービス体制整備支援事業を受け、介護保険認定審査会を中心に広域的に取り組んできたものが基盤となり、現在、障害支援区分認定審査会を設置しています。（墨俣町が平成18年3月27日、大垣市に編入合併したことに伴い、以降は3町の広域計画として進められています。）

国や県の動向や広域的な対応を基本に、3町それぞれの地域の実情を加味した計画として策定しました。また、これまでの施策の進捗状況、住民ニーズを踏まえたものとし、障がいのある人への福祉、教育、就労、まちづくりなどの施策を推進し、さらに支援体制を充実させる計画としました。

2. 計画の性格及び位置づけ

(1) 計画の性格

障害者計画は、障害者基本法第11条3項に定める計画です。平成12年度に策定した「安八郡障害者計画」は、計画期間が平成13年度から平成22年度の10年計画でしたが、この間に安八郡が3町になったこと、国の制度面では、支援制度の導入、抜本改正した障害者自立支援法施行等により安八郡の障害計画の内容が現状に合わなくなりました。

このため、計画は「安八郡障害者計画」を引き継ぐ「第2次安八郡障害者計画」（計画期間：平成19年度～平成26年度）として策定しました。本計画はこの第2次計画をベースに、障害者総合支援法、策定に関する基本指針など新たな法、基準を盛り込み、障がいのある人にとってより充実した施策の実現を目指して「第3次安八郡障害者計画」として3町で協力して策定しました。

本計画は、保健・医療、福祉、教育など障がいのある人に直接対応する分野はもちろん、障がい者を雇用する民間企業、バリアフリーを目指す人々の共通理解を目指すものです。また、並行して策定した「安八郡障害福祉計画」（計画期間：平成27年度～平成29年度）や総合計画をはじめとした各町の関連計画、「安八郡高齢者プラン」、国の「障害者基本計画」及び県の「岐阜県障がい者総合支援プラン」などとの整合を図っています。

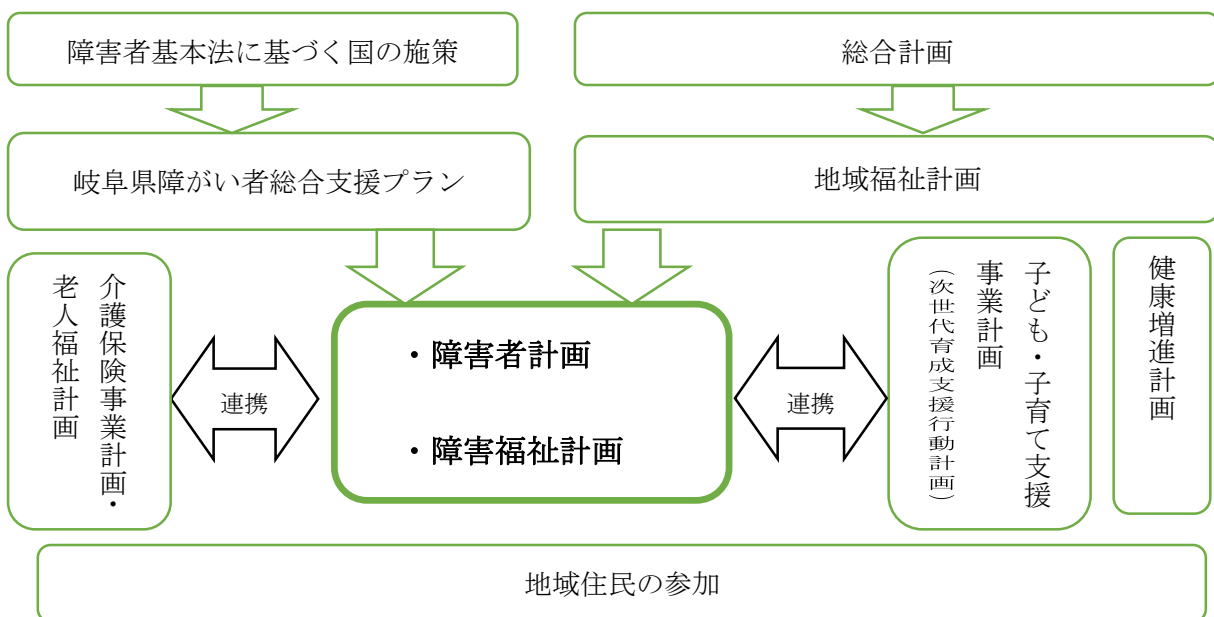
(2) 障がい福祉事業における2つの計画

●障がい福祉事業は、「障害者計画」と「障害福祉計画」の2つの計画で福祉事業が展開されています。

表1-1 「障害者計画」及び「障害福祉計画」の主な概要

	障害者計画	障害福祉計画
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> 障害者基本法 (平成23年8月5日一部改正法施行) 	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者自立支援法」によって策定が位置づけられてきたが、法案の廃止に伴い、新たに制定された「障害者総合支援法」において、策定が位置づけられています。
性 格	<ul style="list-style-type: none"> 国の障害者基本計画及び岐阜県障害者プランを基本とするとともに、安八郡における障がい者の状況等を踏まえた障がい者のための施策に関する基本的な計画 中長期的な見通しに立って効果的な障がい者施策の展開を図る計画 主に計画に記載すべき内容は、次のようなものです。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 障がい者の福祉とともに障がい者全般の施策（啓発・広報、教育・育成、雇用・就業、保健・医療、情報・コミュニケーション等）とされています。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> 各年度における障害福祉サービス等ごとに必要な見込み量を算出し、その見込み量を確保するための方策を定める計画 主に計画に記載すべき内容は、次のようなものです。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 3年を1期として定める障害福祉サービス等の確保に関する計画で自立支援に向けた障害福祉サービスの確保に向けた方策及びサービス見込み量の設定を行います。 </div>
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 国の「障害者基本計画」及び岐阜県の「岐阜県障がい者総合支援プラン」を基本とした3町の総合計画の部門計画 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者基本計画の「生活支援」を中心とした施策の具体的な数値目標の設定

図1-1 【2つの計画と他の計画との関係】



3. 計画の対象・期間

この計画の対象者は、身体に障がいのある人、知的障がいのある人、精神に障がいのある人、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人、難病患者等ですが、障がいのある人が社会の構成員として健常者とともに支え合い、励まし合いながら暮らすことが当地域の目標であり、計画は3町の全住民を対象とします。計画の範囲は安八郡ですが、西濃地域を中心とした周辺市町と連携しながら進めていきます。

計画期間は平成27年度から平成32年度の6年間とします。

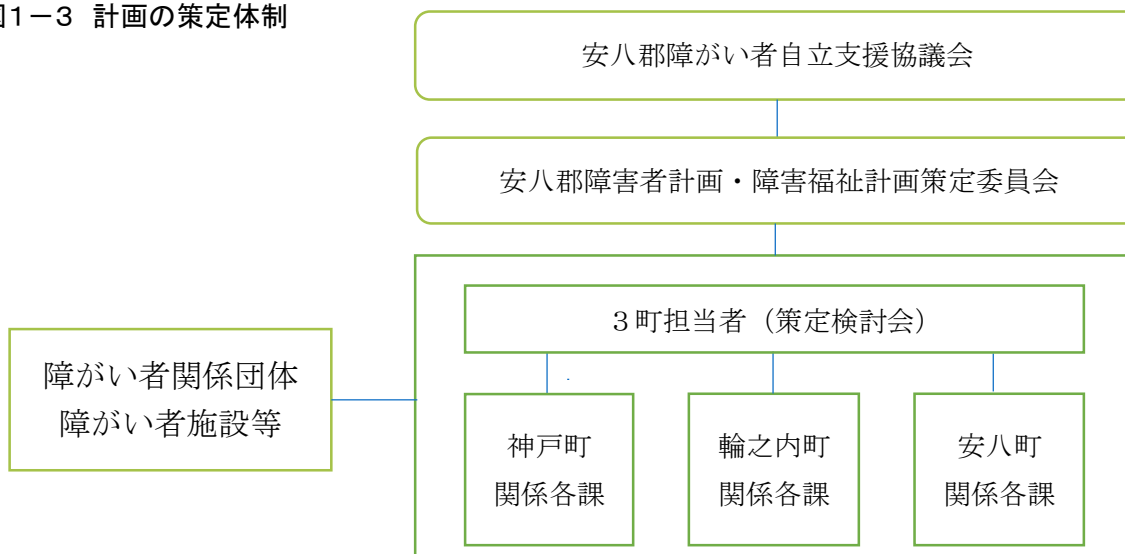
図1-2 安八郡障害者計画・障害福祉計画の計画期間

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
障害者計画	第2次安八郡障害者計画									第3次安八郡障害者計画					
障害福祉計画	第1期			第2期			第3期			第4期					

4. 計画の策定体制

計画の策定に当たっては、安八郡障がい者自立支援協議会、安八郡障害者計画・障害福祉計画策定委員会で審議を重ねてきました。計画原案の作成母体として3町の担当課で構成する安八郡障害者計画・障害福祉計画策定検討会を設置し、データの収集に当たっては、県の担当課、保健所、教育委員会、公共職業安定所等の提供により、障がいのある人の現状、施策の実施状況等を把握し計画に反映しました。

図1-3 計画の策定体制



第2章 障がいのある人を取り巻く現況

1. 障がいのある人たちの状況

(1) 人口の推移

安八郡の人口は昭和40年代の工場誘致や工業団地の完成により大幅に増加し、3町の総人口は昭和45年33,483人、平成17年45,512人と増えました。しかし、少子高齢化により、全体としては減少傾向となっています。

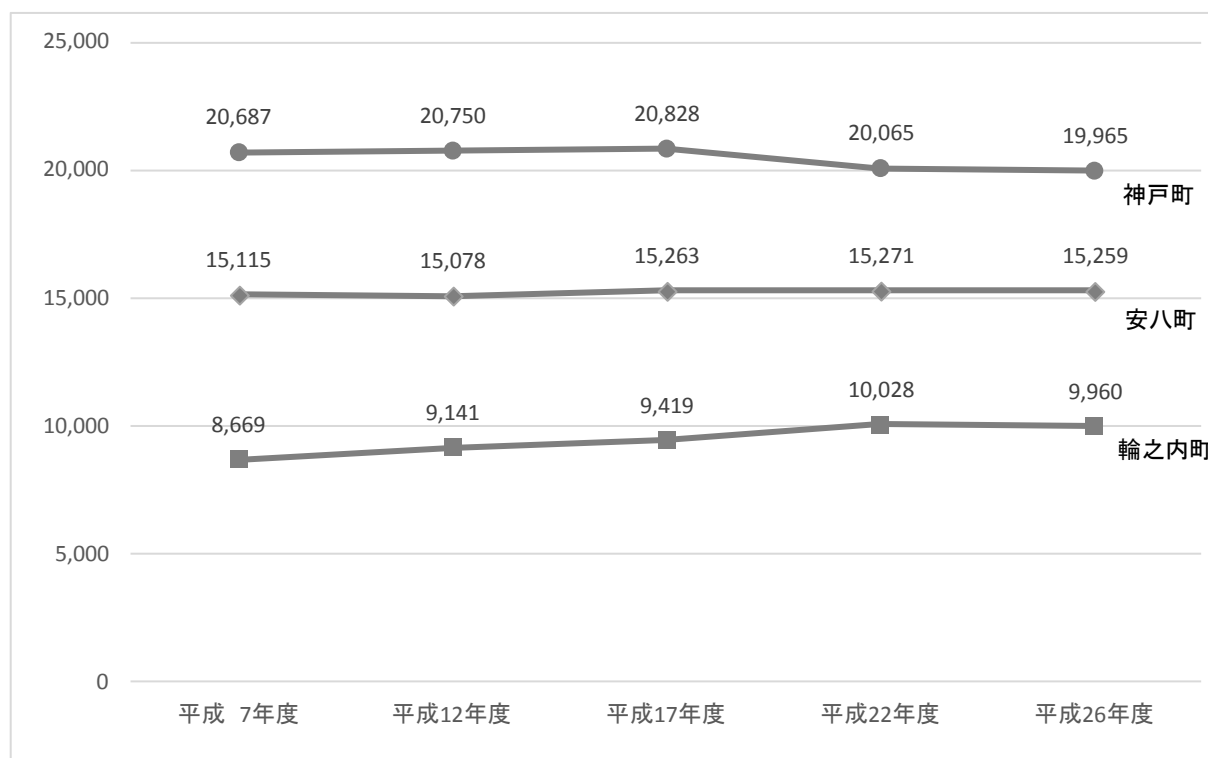
平成26年7月末現在の人口は、神戸町が19,965人、輪之内町が9,960人、安八町が15,259人で、3町の総人口は45,184人となっています。

0～14歳の年少人口比率は、平成7年の16.6%から平成26年には14.3%とこの19年間に2.3ポイント減少しました。

15～64歳の生産年齢人口は、平成7年の70.1%がピークとなっています。65歳以上の老年人口は、この19年間に11.8ポイント高くなりました。老年人口は、今後も増加を続けると考えられます。

図2-1 町別人口の推移(グラフ)

(単位:人)

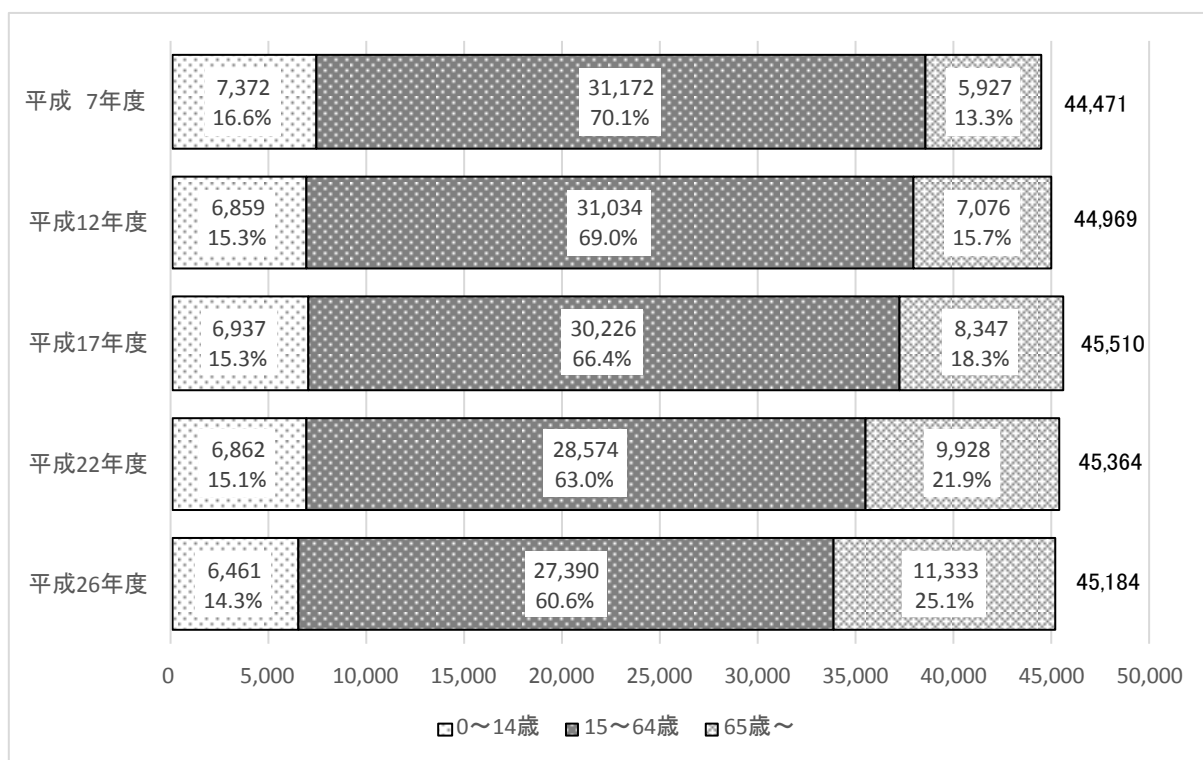


提供：国立社会保障・人口問題研究所

※平成26年度は、7月末現在の住民基本台帳による

図2-2 年齢3区分別郡内の人口推移(グラフ)

(単位:人)



提供：国立社会保障・人口問題研究所

(2) 身体に障がいのある人

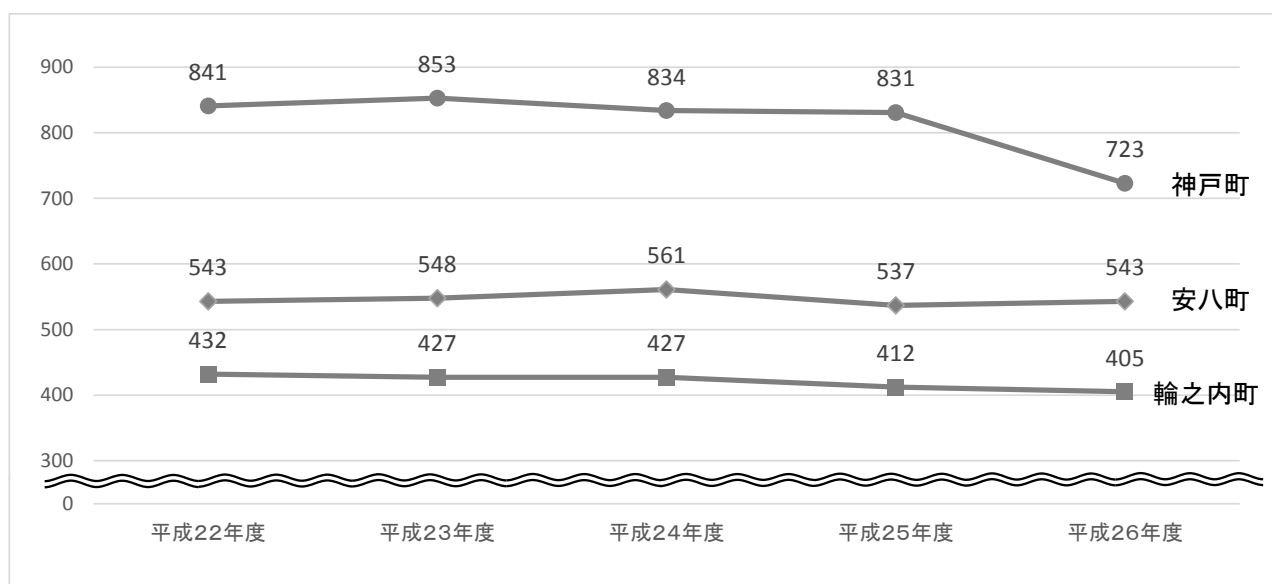
身体障害者手帳所持者数の推移では、神戸町は平成23年度、輪之内町は平成22年度、安八町は平成24年度をそれぞれピークに、減少又は横ばい傾向を示しています。

表2-1 身体障害者手帳所持者数の推移 (単位:人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
神戸町	840	841	853	834	831	723
輪之内町	423	432	427	427	412	405
安八町	527	543	548	561	537	543
計	1,790	1,816	1,828	1,822	1,780	1,671

※平成26年7月現在

図2-3 身体障害者手帳所持者数の推移 (単位:人)



第2章 障がいのある人を取り巻く現況

障がいの重度化では最重度の1級が3町とも横ばいか、やや減少傾向を示しています。輪之内町、安八町では2級が減少してきている中で本年度はやや上昇に転じています。

障がいの種別では、肢体不自由が全体の54%以上を占めています。次いで内部障がいで約32%を占めました。

表2-2 障害等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

	等級	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
神戸町	1級	254	270	269	271	251
	2級	123	121	126	126	116
	3級	192	183	174	171	147
	4級	162	169	166	166	135
	5級	56	59	58	56	43
	6級	54	51	41	41	31
	計	841	853	834	831	723
輪之内町	1級	122	120	129	128	124
	2級	66	61	57	49	54
	3級	120	120	122	119	114
	4級	79	82	79	79	76
	5級	29	30	24	24	24
	6級	16	14	16	13	13
	計	432	427	427	412	405
安八町	1級	148	163	169	153	153
	2級	81	74	70	70	75
	3級	130	127	135	135	135
	4級	116	119	119	118	119
	5級	43	41	43	36	37
	6級	25	24	25	25	24
	計	543	548	561	537	543
計	1級	524	553	567	552	528
	2級	270	256	253	245	245
	3級	442	430	431	425	396
	4級	357	370	364	363	330
	5級	128	130	125	116	104
	6級	95	89	82	79	68
	計	1,816	1,828	1,822	1,780	1,671

※平成26年7月現在

図2-4 障害等級別身体障害者手帳所持者数の推移(安八郡3町計) (単位:人)

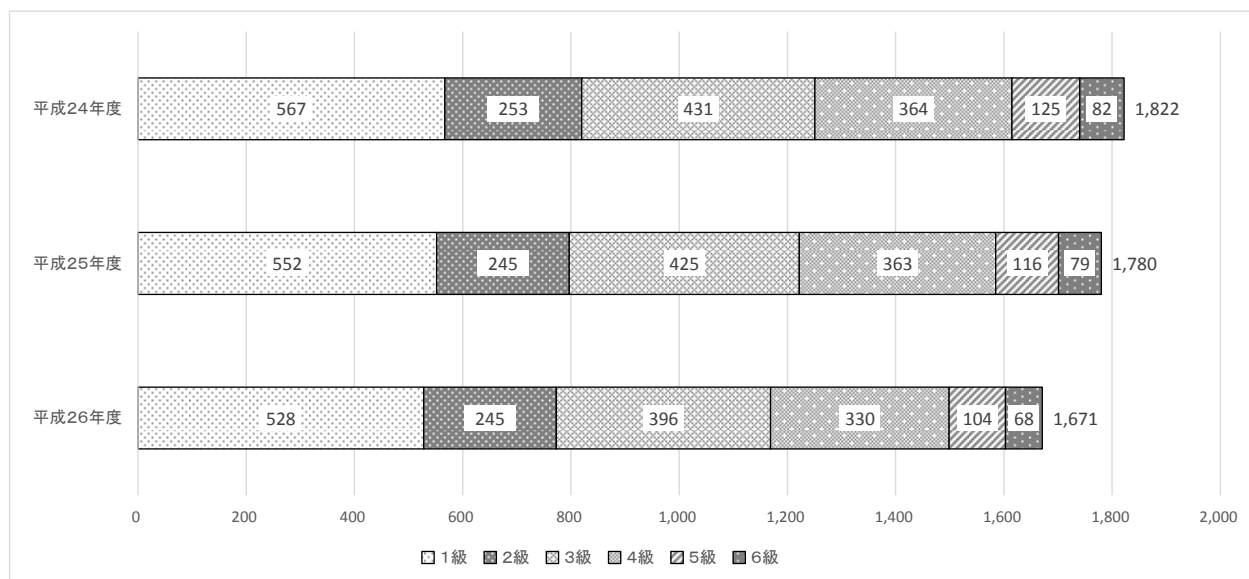


表2-3 障害種別身体障害者手帳所持者数(平成25年度末) (単位:人)

	視覚障がい	聴覚障がい	音声・言語障がい	肢体不自由	内部障がい	合計
神戸町	61	65	6	437	262	831
輪之内町	18	33	4	239	118	412
安八町	28	30	7	288	184	537
計	107	128	17	964	564	1,780

(3) 知的障がいのある人

療育手帳所持者数の推移は、安八郡全体では微増傾向を示しています。

表2-4 療育手帳所持者数の推移 (単位:人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
神戸町	137	141	141	144	143
輪之内町	69	70	67	66	71
安八町	112	115	116	122	122
計	318	326	324	332	336

※平成26年度は7月末現在

(4) 精神に障がいのある人

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移は、安八郡全体では微増傾向を示しています。

表2-5 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移 (単位:人)

	等級	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
神戸町	1 級	23	29	32	34	33
	2 級	48	46	48	56	55
	3 級	9	14	17	20	19
	計	80	89	97	110	107
輪之内町	1 級	10	9	11	12	13
	2 級	24	24	24	27	26
	3 級	4	4	4	3	2
	計	38	37	39	42	41
安八町	1 級	20	25	27	26	26
	2 級	36	37	40	43	43
	3 級	5	7	4	6	6
	計	61	69	71	75	75
計	1 級	53	63	70	72	72
	2 級	108	107	112	126	124
	3 級	18	25	25	29	27
	計	179	195	207	227	223

※平成26年7月現在

(5) 発達障がいのある人

保育所・幼稚園（幼児園）への障がいのある児童の平成26年の受け入れ状況は、神戸町が1人、輪之内町が3人、安八町が3人でした。また、児童発達支援事業の利用者は神戸町が59人、輪之内町が24人、安八町が27人でした。自閉症児は平成26年度3町で計17人となっています。特に大きな変化は見られませんでした。

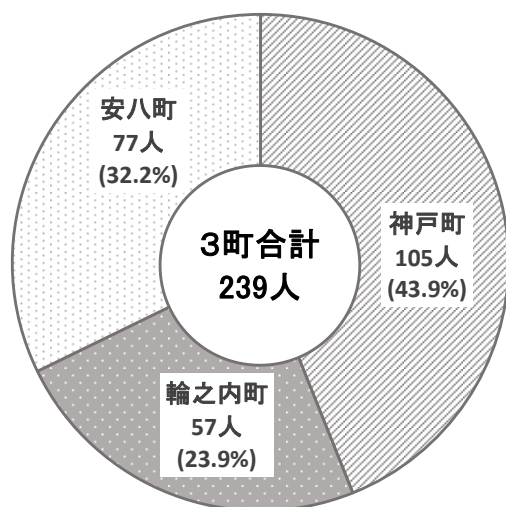
(6) 高次脳機能に障がいのある人

交通事故をはじめとする外傷や病気によって脳に損傷を受けると記憶できない、意欲がなくなる、コミュニケーションが取れないなどの後遺症が残ることがあり、これを高次脳機能障がいといいます。該当者の数は把握されておらず、リハビリテーションも確立されていないとされ、支援体制は不十分な状況です。

(7) 難病患者等

難病とは、「(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少ない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」とされています。メニエール病、原発性高脂血症、自己免疫性肝炎などの特定疾患に認定されない難病患者も多く、実数やニーズを把握するのが困難になっています。3町いずれも前年度比微増となっています。

図2-5 特定疾患認定患者数(平成25年度)



2. 障がい児の就園状況（就学前教育・保育・療育等）

（1）保育所・幼稚園（幼児園）

安八郡内には、13カ所の保育所・幼児園（保育園部）があり、平成26年4月1日現在、計1,303人が通園しています。また、神戸町には幼保一体型の幼児園（幼稚園部）が4カ所あり、78人が通園しています。

すべての町立の保育所、幼児園において障がいのある児童を受け入れています。

表2-6 保育所(幼児園)の状況 (単位:人)

	保育所（保育園部）		幼児園（幼稚園部）	
	施設数	園児数	施設数	園児数
神戸町	4	379	4	78
輪之内町	3	370	-	-
安八町	6	554	-	-
計	13	1,303	4	78

※平成26年4月現在

表2-7 障がい児保育の推移 (単位:人)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
神戸町	身体障がい	1	2	0	0	0
	知的障がい	3	3	3	2	1
	計	4	5	3	2	1
輪之内町	身体障がい	1	1	1	2	2
	知的障がい	1	0	0	2	1
	計	2	1	1	4	3
安八町	身体障がい	0	0	0	0	0
	知的障がい	2	2	3	3	3
	計	2	2	3	3	3
計	身体障がい	2	3	1	2	2
	知的障がい	6	5	6	7	5
	計	8	8	7	9	7

※平成26年4月現在

(2) 児童発達支援

主として、言葉の遅れている就学前児童に対して、障がい児教育の専門指導員がそれぞれの障がい児の性格や程度に応じた指導を行い、心身の発達を促すとともに、言語機能を高めることを目的とした教室を開設しています。

表2-8 障害児通園事業の内容

	内 容	開催場所	職員	開催日
神戸町 たんぼぼ学園	個別指導、集団指導、グループ指導、必要に応じて食事指導や母親相談指導	たんぼぼ学園	保育士、養護教諭等 5 人	月～金曜日
輪之内町 発達支援教室 そら	子どもの年齢や課題に応じて、個別指導、グループ指導、母子指導、母子分離指導	ふれあいセンター内	指導員 2 名 言語聴覚士 1 名	月～金曜日
安八町 あすなろの園	個別療育 グループ療育、発達相談	中央保育園内	管理者 1 人（兼任） 児童発達支援管理責任者 1 人（兼任） 指導員 4 人	月～金曜日

第2章 障がいのある人を取り巻く現況

年齢別の利用者の状況は、安八郡全体では2～4歳児が同数で最も多く、次いで5歳児、1歳児となっています。

表2-9 児童発達支援年齢別利用者状況

(単位:人)

		1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
神戸町	知的障がい	0	0	0	0	1	1
	身体障がい	0	0	0	1	0	1
	自閉症	0	1	1	4	3	9
	その他	1	16	8	7	2	34
	計	1	17	9	12	6	45
輪之内町	知的障がい	0	0	1	0	0	1
	身体障がい	0	0	0	0	0	0
	自閉症	0	0	1	0	0	1
	その他	0	2	4	6	6	18
	計	0	2	6	6	6	20
安八町	知的障がい	0	0	0	0	0	0
	身体障がい	0	0	0	0	0	0
	自閉症	1	0	1	1	1	4
	その他	0	3	6	3	5	17
	計	1	3	7	4	6	21
計	知的障がい	0	0	1	0	1	2
	身体障がい	0	0	0	1	0	1
	自閉症	1	1	3	5	4	14
	その他	1	21	18	16	13	69
	計	2	22	22	22	18	86

※平成26年4月現在

利用者の推移は、安八郡全体では大きな変化はありません。

表2-10 児童発達支援年度別利用者の推移

(単位:人)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
神戸町	知的障がい	10	11	12	7	3
	身体障がい	3	3	3	1	1
	自閉症	4	6	6	2	13
	その他	28	33	36	52	42
	計	45	53	57	62	59
輪之内町	知的障がい	0	0	0	1	1
	身体障がい	1	1	1	0	1
	自閉症	2	1	1	1	1
	その他	21	24	17	18	21
	計	24	26	19	20	24
安八町	知的障がい	3	2	3	1	0
	身体障がい	2	1	0	0	1
	自閉症	1	2	3	3	3
	その他	18	21	26	28	23
	計	24	26	32	32	27
計	知的障がい	13	13	15	9	4
	身体障がい	6	5	4	1	3
	自閉症	7	9	10	6	17
	その他	67	78	79	98	86
	計	93	105	108	114	110

(3) 学校教育

(ア) 盲・ろう・特別支援学校

安八郡には、盲学校、ろう学校、特別支援学校がないため、対象児童はすべて郡外の学校へ通っています。平成26年5月1日現在、3町で計63人が通っています。

表2-11 盲学校・特別支援学校の就学状況 (単位:人)

	学校名	所在地	設置者	町の在学児数				
				幼稚園	小学校	中学校	高等部	計
神戸町	揖斐特別支援学校	揖斐川町	岐阜県	-	4	6	1	11
	大垣特別支援学校	大垣市	岐阜県	-	1	4	14	19
輪之内町	岐阜県盲学校	岐阜市	岐阜県	-	-	1	-	1
	岐阜ろう学校	岐阜市	岐阜県	-	-	-	1	1
	海津特別支援学校	海津市	岐阜県	-	3	4	5	12
	長良特別支援学校	岐阜市	岐阜県	-	-	-	1	1
安八町	岐阜ろう学校	岐阜市	岐阜県	1	-	-	-	1
	大垣特別支援学校	大垣市	岐阜県	-	4	5	5	14
	海津特別支援学校	海津市	岐阜県	-	1	-	1	2
	長良特別支援学校	岐阜市	岐阜県	-	-	-	1	1
計				1	13	20	29	63

※平成26年5月1日現在

(イ) 障がいのある児童の学級

安八郡には、小学校10校、中学校4校があり、平成26年4月現在の児童数は、神戸町が小学校1,092人、中学校600人、輪之内町が小学校640人、中学校306人、安八町が小学校955人、中学校505人です。平成26年度の小中学校の障がいのある児童は、神戸町が25人（6学級）、輪之内町11人（7学級）、安八町15人（8学級）です。

表2-12 町内の小中学校における就学状況

(単位:人)

	在学者数					在学者数					在学者数			
	小学校		中学校			小学校		中学校			小学校		中学校	
	神戸町	1年	150	1年		191	輪之内町	1年	114		1年	91	安八町	1年
2年		194	2年	186	2年	109		2年	105	2年	151	2年		156
3年		185	3年	223	3年	93		3年	110	3年	163	3年		167
4年		163			4年	106				4年	166			
5年		188			5年	121				5年	150			
6年		212			6年	97				6年	176			
計		1,092		600	計	640			306	計	955			505

※平成26年4月現在

表2-13 障がいのある児童の在学数の推移

(単位:人)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
神戸町	小学校学級数	6	6	6	6	5
	人数	12	15	15	23	23
	中学校学級数	2	2	2	2	1
	人数	9	7	7	5	2
	計(人数)	21	22	22	28	25
輪之内町	小学校学級数	5	5	5	5	5
	人数	11	13	10	9	6
	中学校学級数	2	2	2	2	2
	人数	5	4	5	5	5
	計(人数)	16	17	15	14	11
安八町	小学校学級数	5	5	5	5	4
	人数	15	15	14	14	10
	中学校学級数	4	4	3	3	4
	人数	7	7	6	5	5
	計(人数)	22	22	20	19	15
計	小学校学級数	16	16	16	16	14
	人数	38	43	39	46	39
	中学校学級数	8	8	7	7	7
	人数	21	18	18	15	12
	計(人数)	59	61	57	61	51

※平成26年4月現在

(ウ) 就学相談

児童及び生徒の適正な就学に関する審議を行うため、教職員、医師、幼稚園教諭、保育士等で構成する「適正就学指導委員会」が設けられています。平成26年度の就学相談は、神戸町88人、輪之内町92人、安八町38人で増加傾向にあります。

表2-14 就学相談件数の推移

(単位:人)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
神戸町	幼児	7	13	10	10	9
	小学生	19	34	44	61	77
	中学生	10	7	5	3	2
	計	36	54	59	74	88
輪之内町	幼児	34	31	22	33	30
	小学生	33	35	35	41	45
	中学生	21	20	5	17	17
	計	88	86	62	91	92
安八町	幼児	2	8	8	4	10
	小学生	20	26	19	21	20
	中学生	11	18	14	9	8
	計	33	52	41	34	38
計	幼児	43	52	40	47	49
	小学生	72	95	98	123	142
	中学生	42	45	24	29	27
	計	157	192	162	199	218

※平成26年11月現在

3. 障がいのある人の就労状況

(1) 一般就労

障害者雇用率制度は、身体障がい者及び知的障がい者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となりうる機会を与えることを目的とした制度です。「障害者の雇用の促進等に関する法律」で各企業、法人、機関において一定割合の障がいのある人を雇用しなければならないとされ、未達成の場合は一定の課徴金を支払うことになっています。

事業主区分による法定雇用率は平成25年4月1日から民間企業は2.0%、国・地方公共団体等は2.3%、都道府県等の教育委員会は2.2%となっています。

障害者実雇用率と雇用率達成企業割合（岐阜労働局）によると、実雇用率は平成23年1.65%、平成24年1.70%、平成25年1.74%と上昇しています。

達成企業の割合は、平成23年52.2%、平成24年52.9%、平成25年49.0%となっています。

(ア) 民間企業の雇用率の推移

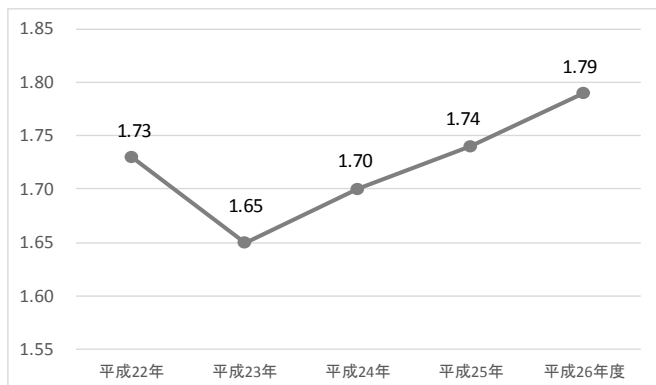
岐阜県内企業の障がい者雇用率は、平成23年の1.65%から平成25年は1.74%と改善されましたが、雇用率未達成企業の割合は、47.8%から51.0%に増えています。平成26年度は雇用率、雇用率未達成企業の割合とも改善されています。

表2-15 岐阜県内企業の障がい者雇用の推移

	企業数（企業）	算定基礎労働者数（人）	うち障がいのある人（人）	雇用率（%）	雇用率未達成企業の割合（%）
平成22年度	1,082	211,605.0	3,662.5	1.73	45.7
平成23年度	1,176	240,086.0	3,956.5	1.65	47.8
平成24年度	1,187	243,673.5	4,137.5	1.70	47.1
平成25年度	1,322	255,782.5	4,449.5	1.74	51.0
平成26年度	1,350	263,381.0	4,715.5	1.79	49.0

提供：岐阜労働局（6月の岐阜県内）

図2-6 岐阜県の民間企業の障がい者雇用率の推移（単位：%）



(イ) 企業規模別にみた障がいのある人の雇用状況

雇用率を企業規模別にみると、すべての企業規模において、全国、岐阜県、大垣管内とも法定雇用率を下回っています。大垣公共職業安定所管内（大垣市、海津市、安八郡、不破郡、養老郡及び揖斐郡）の企業276社における障がいのある人の雇用率は1.68%で、雇用率達成企業は129社、未達成企業は147社で半数以上に上っています。

表2-16 町別にみた障がいのある人の雇用状況(50人以上の企業)(平成25年度)

	大垣管内	神戸町	輪之内町	安八町
全体社数	276	13	10	7
雇用率 (%)	1.68	2.19	1.38	1.41
達成企業	129	6	2	4
未達成企業	147	7	8	3

提供：岐阜労働局

(ウ) 町職員の雇用状況

安八郡における公的機関の障害者雇用の状況（平成26年6月1日現在）は、実雇用率が神戸町2.67%で法定雇用率を達成していますが、輪之内町2.21%、安八町1.6%で、2.3%の法定雇用率を達成していません。

表2-17 各町(町職員)の障がいのある人の雇用状況 (単位:人・%)

	神戸町			輪之内町			安八町		
	算定基礎労働者数	障がい者数	雇用率	算定基礎労働者数	障がい者数	雇用率	算定基礎労働者数	障がい者数	雇用率
平成22年度	130	4	3.08	111	3	2.70	104	3	2.88
平成23年度	137	3	2.19	118	3	2.54	123	2	1.63
平成24年度	132.5	4	3.02	114	3	2.63	120	2	1.67
平成25年度	129	3.5	2.71	134	3	2.24	126	2	1.59
平成26年度	131	3.5	2.67	135.5	3	2.21	125	2	1.60

※各年度6月1日現在

4. 保健・医療サービスの状況

(1) 保健

(ア) 妊婦一般健康診査

妊婦一般健康診査は、疾病等に対する予防措置としての健康診査で、障がい予防に重点を置いています。母子健康手帳交付時に、妊婦に対して一般健康診査票（14枚）を発行し県内の医療機関で受診します。

表2-18 妊婦一般健康診査受診状況

(単位:人)

		受診票発行実人員	受診票発行延人員	受診状況		有所見状況	
				受診延人員	受診率(%)	有所見者延人員	有所見率(%)
神戸町	平成21年度	221	1,920	1,025	53.39	90	8.78
	平成22年度	197	2,694	1,987	73.76	342	16.87
	平成23年度	148	2,022	1,558	77.05	237	15.21
	平成24年度	139	2,083	1,703	81.76	240	14.09
	平成25年度	134	2,034	1,512	74.34	177	11.71
輪之内町	平成21年度	106	1,453	1,233	84.86	62	5.03
	平成22年度	106	1,570	1,209	77.01	88	7.23
	平成23年度	105	1,470	1,263	85.92	47	3.72
	平成24年度	116	1,587	1,312	82.67	50	3.81
	平成25年度	115	1,564	1,240	79.28	63	5.08
安八町	平成21年度	161	1,450	785	54.14	81	10.32
	平成22年度	132	1,847	956	51.76	80	8.37
	平成23年度	221	2,096	1,592	75.95	126	7.91
	平成24年度	233	1,988	1,667	83.85	90	5.40
	平成25年度	199	1,505	1,262	83.85	76	6.02
計	平成21年度	488	4,823	3,043	63.09	233	7.66
	平成22年度	435	6,111	4,192	68.60	510	12.17
	平成23年度	474	5,588	4,413	78.97	410	9.29
	平成24年度	488	5,658	4,682	82.75	380	8.12
	平成25年度	448	5,103	4,014	78.66	316	7.87

(イ) 乳幼児健康診査

乳幼児健康診査は、乳児、1歳6か月児、3歳児を対象に、保健センター等で実施しています。障がい等を早期に発見して、早期に適切な援助等を講じるために行うものです。

① 乳児健康診査

乳児健康診査の受診率は、92%以上で推移しており、平成25年度の郡平均では97.7%で、3町とも高い水準となっています。

表2-19 乳児健康診査受診状況

(単位:人)

		対象者数	受診者数	受診率 (%)	受診結果			
					異常なし	要観察	要精検	要治療
神戸町	平成21年度	162	154	95.06	125	24	2	3
	平成22年度	149	147	98.66	104	37	4	2
	平成23年度	166	154	92.77	109	36	3	6
	平成24年度	141	141	100.00	98	37	2	5
	平成25年度	132	130	98.48	87	41	0	2
輪之内町	平成21年度	199	189	94.97	151	23	0	15
	平成22年度	212	209	98.58	156	33	2	18
	平成23年度	201	196	97.51	151	30	0	15
	平成24年度	194	184	94.85	150	28	3	3
	平成25年度	220	213	96.82	134	64	1	14
安八町	平成21年度	133	133	100.00	97	28	0	8
	平成22年度	123	121	98.37	82	29	1	9
	平成23年度	140	136	97.14	93	29	2	12
	平成24年度	128	128	100.00	82	27	0	20
	平成25年度	127	125	98.43	79	25	1	20
計	平成21年度	494	476	96.36	373	75	2	26
	平成22年度	484	477	98.55	342	99	7	29
	平成23年度	507	486	95.86	353	95	5	33
	平成24年度	463	454	98.06	330	92	5	28
	平成25年度	479	468	97.70	300	130	2	36

② 1歳6か月児健康診査

1歳6か月児健康診査は、運動機能、視聴覚等の障がい、精神発達遅延等の障がいを持った児童を早期に発見し、適切な指導により障がいの進行を未然に防止することを目的としています。受診率は高い水準を維持しています。

表2-20 1歳6か月児健康診査受診状況 (単位:人)

		対象者数	受診者数	受診率 (%)	受診結果			
					異常なし	要観察	要精検	要治療
神戸町	平成 21 年度	158	148	93.67	108	38	2	0
	平成 22 年度	156	149	95.51	109	35	2	3
	平成 23 年度	164	158	96.34	82	75	0	1
	平成 24 年度	164	163	99.39	81	76	4	2
	平成 25 年度	134	134	100.00	59	70	2	3
輪之内町	平成 21 年度	100	93	93.00	62	27	0	4
	平成 22 年度	90	84	93.33	60	20	1	3
	平成 23 年度	95	89	93.68	59	25	1	4
	平成 24 年度	94	92	97.87	66	22	0	4
	平成 25 年度	98	92	93.88	58	30	1	3
安八町	平成 21 年度	151	148	98.01	109	31	2	6
	平成 22 年度	148	138	93.24	90	46	2	0
	平成 23 年度	136	136	100.00	96	38	1	2
	平成 24 年度	129	119	92.25	74	41	0	4
	平成 25 年度	127	126	99.21	88	37	0	1
計	平成 21 年度	409	389	95.11	279	96	4	10
	平成 22 年度	394	371	94.16	259	101	5	6
	平成 23 年度	395	383	96.96	237	138	2	7
	平成 24 年度	387	374	96.64	221	139	4	10
	平成 25 年度	359	352	98.05	205	137	3	7

③ 3歳児健康診査

3歳児健康診査は、視覚、聴覚、運動、発達等の障がい、その他の疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行います。受診率は年ごとに高まっています。

表2-21 3歳児健康診査受診状況

(単位:人)

		対象者数	受診者数	受診率 (%)	受診結果			
					異常なし	要観察	要精検	要治療
神戸町	平成21年度	214	205	95.79	150	46	4	5
	平成22年度	146	143	97.95	101	35	4	3
	平成23年度	160	157	98.13	105	47	2	3
	平成24年度	158	154	97.47	88	51	14	1
	平成25年度	168	165	98.21	104	49	9	3
輪之内町	平成21年度	116	105	90.52	72	23	1	9
	平成22年度	111	106	95.50	68	25	3	10
	平成23年度	95	84	88.42	48	22	1	13
	平成24年度	93	90	96.77	59	20	3	8
	平成25年度	89	88	98.88	48	28	1	11
安八町	平成21年度	161	144	89.44	117	21	2	4
	平成22年度	160	148	92.50	117	27	0	4
	平成23年度	168	164	97.62	121	42	0	1
	平成24年度	139	130	93.53	98	28	2	2
	平成25年度	141	136	96.45	91	42	0	3
計	平成21年度	491	454	92.46	339	90	7	18
	平成22年度	417	397	95.20	286	87	7	17
	平成23年度	423	405	95.74	274	111	3	17
	平成24年度	390	374	95.90	245	99	19	11
	平成25年度	398	389	97.74	243	119	10	17

(ウ) 5歳児健康診査

5歳児健康診査は、集団生活に入り、成長した児童の姿を確認していただくとともに、支援を必要としている児童に適切な支援と環境を整え、幼児期から思春期までを見通した支援の継続を家族や関係者が共に考えていくきっかけとなる健診で就学前の発育状況を確認します。

5歳児健康診査は、輪之内町、安八町で実施しており、受診率は92%以上となっています。

表2-22 5歳児健康診査受診状況(平成25年度)

(単位:人)

	対象者数	受信者数	受診率 (%)	受診結果			
				異常なし	要観察	要精検	要治療
輪之内町	90	83	92.22	54	28	0	1
安八町	164	153	93.29	106	44	1	2

(工) 機能訓練

機能訓練は、心身の維持回復のための訓練を行い、日常生活の自立を助けることを目的としています。郡内では安八町のみ実施しています。

表2-23 機能訓練の推移

(単位:人)

	実施回数 (回)	受講者数	
		実人数 (65歳以上)	延人数
安八町	平成21年度	19	232
	平成22年度	22	346
	平成23年度	18	276
	平成24年度	20	242
	平成25年度	23	235

※介護予防教室として実施しています。

(才) 訪問指導

訪問指導は、療養上の保健指導が必要と認められる人の自宅を保健師等が訪問し、本人や家族に指導を行い、対象者の心身の機能の低下を防止し、健康の保持を図っています。

表2-24 訪問指導の実施状況(65歳未満)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
神戸町	対象者数(人)	0	12	10	12	10
	延訪問回数(回)	0	24	10	12	10
輪之内町	対象者数(人)	35	75	33	61	78
	延訪問回数(回)	35	75	33	61	78
安八町	対象者数(人)	310	133	240	317	214
	延訪問回数(回)	313	133	240	322	214

※輪之内町、安八町は65歳以上を含みます。

(力) 精神保健福祉相談

保健所では、精神保健福祉相談を実施しています。相談内容は社会復帰、アルコール依存、心の健康づくりなどで、必要に応じて専門機関での受診を促しています。

表2-25 精神保健福祉相談の実施状況(保健所相談分)

(単位:人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
神戸町	3	5	3	4	3
輪之内町	5	1	1	2	4
安八町	6	4	5	2	1
計	14	10	9	8	8

提供:西濃保健所

(2) 医療

(ア) 育成医療・更生医療

児童福祉法に基づく障がい児に対して公費負担を行う育成医療及び身体障害者福祉法に基づく身体障がい者に対する更生医療の受給状況は次のとおりです。

表2-26 育成医療受給児・更生医療受給者数(平成25年度) (単位:人)

		肢体不自由	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語・そしゃく機能障がい	心臓障がい	腎臓障がい	その他	計
神戸町	育成医療	1	-	-	1	2	-	-	4
	更生医療	1	-	-	-	-	15	-	16
輪之内町	育成医療	-	-	-	3	3	-	-	6
	更生医療	-	-	-	-	-	6	-	6
安八町	育成医療	-	-	-	1	4	1	1	7
	更生医療	0	-	-	-	-	4	-	4
計	育成医療	1	0	0	5	9	1	1	17
	更生医療	1	0	0	0	0	25	0	26

(イ) 精神障がい者医療費の助成

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により措置入院と通院患者に公費負担医療が実施されています。

表2-27 精神障がい者医療受給者数の推移(安八郡3町計) (単位:人)

	平成24年	平成25年
措置入院	0	0
医療保護入院	21	18
通院	276	293
計	297	311

提供：西濃保健所

(ウ) 福祉医療受給者（重度）の医療費助成

対象となるのは、身体障害者手帳1級～3級の人、戦傷病者手帳の特別項症から第4項症の人で身体障害者手帳4級の人、療育手帳A1・A2・B1、精神障害者保健福祉手帳1・2級の人で、一定の所得以下の場合に保険診療の自己負担を助成します。

表2-28 重度障がい者の医療費助成の実施状況

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
神戸町	助成対象者（人）	620	645	643	655	666
	助成総額（千円）	74,139	81,331	87,493	91,436	87,814
輪之内町	助成対象者（人）	353	371	363	373	359
	助成総額（千円）	42,746	47,043	45,873	47,288	49,205
安八町	助成対象者（人）	414	429	452	463	468
	助成総額（千円）	53,186	53,432	60,995	60,071	64,672
計	助成対象者（人）	1,387	1,445	1,458	1,491	1,493
	助成総額（千円）	170,071	181,806	194,361	198,795	201,691

(工) 特定疾患患者等への公費負担

治療が極めて困難な特定疾患患者及び治療が長期にわたる小児慢性特定疾患患者は、医療費が高額になるため、一部を公費負担としています。

表2-29 特定疾患認定患者数の推移

(単位:人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
神戸町	91	96	105	102	105
輪之内町	53	50	52	53	57
安八町	57	59	72	71	77
計	201	205	229	226	239

提供：西濃保健所

表2-30 小児慢性特定疾患医療受給者票交付状況

(単位:人)

特定疾患	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	神戸町	輪之内町	安八町	神戸町	輪之内町	安八町	神戸町	輪之内町	安八町
悪性新生物	3	1	5	3	1	5	2	1	7
慢性腎疾患	0	1	0	0	1	0	0	1	1
ぜんそく	0	0	1	0	0	1	0	0	0
慢性心疾患 (内科的治療のみ)	1	2	2	1	3	3	1	2	2
内分泌疾患	8	1	7	7	1	3	7	1	5
膠原病	0	0	0	0	0	0	0	0	0
糖尿病	1	0	0	1	0	0	1	0	0
先天性代謝異常	0	0	0	0	0	0	0	0	0
血友病等血液・免疫疾患	0	0	1	0	0	2	0	0	1
神経・筋疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	1
慢性消化器疾患	0	0	1	0	0	1	0	0	1
計	13	5	17	12	6	15	11	5	18

提供：西濃保健所

5. 公的サービスの提供

(1) 障害者総合支援法以外のサービス

(ア) 紙おむつ購入助成事業

在宅の身体障害者手帳あるいは療育手帳所持者で、常時紙おむつを必要とする人に年6万円を限度とした紙おむつ購入助成を行っています。

表2-31 紙おむつ購入助成事業利用実績

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
神戸町	利用実人数(人)	21	22	25	26	23
	助成額(千円)	1,363	1,402	1,453	1,362	1,380
輪之内町	利用実人数(人)	8	8	5	5	6
	助成額(千円)	371	362	229	272	360
安八町	利用実人数(人)	121	120	99	112	115
	助成額(千円)	3,524	3,610	2,670	2,767	2,800
計	利用実人数(人)	150	150	129	143	144
	助成額(千円)	5,258	5,374	4,352	4,401	4,540

※安八町は65歳以上の要介護認定者を含みます。

(イ) 緊急通報装置設置事業

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、身体障害者手帳1～3級のひとり暮らしの人および要介護者のいる高齢者のみの世帯を対象に緊急通報装置の貸し出しをしています。

対象者が胸のペンダントか電話機の非常ボタンを押すと、大垣消防組合指令室に通報され、協力員に連絡が入り、緊急対応を行います。

表2-32 緊急通報システム利用実績

(単位:人)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)
神戸町	利用者数	123	126	111	106	117
	うち身体に障がいのあ る人	17	16	18	19	21
輪之内町	利用者数	23	28	28	27	25
	うち身体に障がいのあ る人	5	7	7	4	4
安八町	利用者数	47	64	67	66	68
	うち身体に障がいのあ る人	11	13	17	20	22
計	利用者数	193	218	206	199	210
	うち身体に障がいのあ る人	33	36	42	43	47

(ウ) 各種手当・年金の支給

障がいのある人のお手当としては、特別児童扶養手当の支給に関する法律に基づく特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当があります。障がいを理由とする年金は、厚生年金、各種共済年金の加入者が障がい者になった場合に支給される障害厚生年金、障害共済年金と国民年金を含むすべての公的年金制度の加入者が障がい者となった場合に支給される障害基礎年金があります。また、町単独事業の給付金もあります。

表2-33 各種手当・年金の受給状況

	受給対象者	金額 (円)	受給者数 (人)			
			計	神戸町	輪之内町	安八町
特別障害者手当 (国制度)	重度の障がいがあるため、常に介護を必要とする 20 歳以上の在宅の人	月額 26,000	32	13	9	10
障害児福祉手当 (国制度)	重度の障がいがあるため、常に介護を必要とする 20 歳未満の在宅の人	月額 14,140	43	20	8	15
経過的福祉手当 (国制度)	20 歳以上の従来の福祉手当の受給資格者であって、特別障害者手当および障害基礎年金のいずれも受けることが出来ない在宅の人	月額 14,140	1	1	0	0
特別児童扶養手当 (国制度)	障がいがあるため介護を必要とする 20 歳未満の人を養育している父・母または養育者	1 級 (重度障がい)	55	24	11	20
		2 級 (中度障がい)	39	14	13	12
障害基礎年金 (国制度)	公的年金制度の加入者が障害者となった場合	1 級	575	92	66	68
		2 級		161	81	107

第2章 障がいのある人を取り巻く現況

	受給対象者		金額（円）			受給者数（人）			
			神戸町	輪之内町	安八町	計	神戸町	輪之内町	安八町
心身障害者 福祉給付金 （神戸町）	身体・知的・ 精神障がいのある人又は原 子爆弾被爆者	身障1・2級 療育A1・A2 精神1・2級 原子爆弾被爆者	年額 24,000	—	—	735	735	—	—
		身障3級 療育B1 精神3級	年額 12,000	—	—				
身体障害児 援護給付金 （神戸町）	身体・知的障 がいのある18 歳未満の児童 （満18歳以上 の者で就学猶 予等のため義 務教育中の者 を含む）	身障1～3級 療育A1・A2	年額 14,000	—	—	56	56	—	—
		身障4～6級 療育B1・B2	年額 10,000	—	—				
障がい児援 護給付金 （輪之内町）	身体・知的障 がいのある18 歳未満の人	身障1・2級 療育A1・A2	—	年額 10,000	—	9	—	9	—
		身障3級 療育B1・B2	—	年額 5,000	—	17	—	17	—
知的・精神障 がい者援護 給付金 （輪之内町）	知的・精神障 がいのある人	療育A1・A2	—	年額 10,000	—	19	—	19	—
		療育B1・B2 精神1～3級	—	年額 5,000	—	41	—	41	—
重度心身障 害者福祉年 金（安八町）	身体・知的・ 精神障がいのある人	身障1・2級 療育A1・A2 精神1・2級	—	—	年額 12,000	—	—	—	316
		身障3級 療育B1	—	—	年額 6,000	—	—	—	155

※平成26年7月現在

(工) 心身障害者扶養共済制度

障がいのある方が安心して生活を送るための一助となる相互扶助の制度です。障がいのある人の保護者が掛金を納め、保護者が死亡または重度障がいとなった場合に、障がいのある人に生涯にわたって年金を支給し、生活の安定を図ります。

表2-34 心身障害者扶養共済制度加入者の推移 (単位:人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	26 年度 (見込)
神戸町	20	18	17	16	14
輪之内町	14	13	13	13	13
安八町	10	10	9	9	8
計	44	41	39	38	35

(才) 生活福祉資金の貸付

身体に障がいのある人の世帯や低所得世帯等が、生活や結婚、住宅改造、就学等のために必要な資金を貸し出すもので、社会福祉協議会が実施しています。

表2-35 生活福祉資金の貸付実績の推移 (単位:件)

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
神戸町	貸付件数	9	1	0	5
	うち障がい者	1	0	0	1
輪之内町	貸付件数	3	4	2	1
	うち障がい者	1	1	1	1
安八町	貸付件数	1	1	1	1
	うち障がい者	0	0	0	0
計	貸付件数	13	6	3	7
	うち障がい者	2	1	1	2

(2) 社会参加支援

(ア) 社会参加促進事業

神戸町は、社会参加促進事業としてタクシー利用者に年額12,000円、自家用車利用者に年額8,000円を支給しています。

平成25年度に53人、479,556円の利用実績がありました。

(イ) 身体障害者用自動車改造費の助成

身体に障がいのある人が就労等のため、自ら所有し運転する自動車を改造する場合、経費の一部を助成(10万円を限度)しています。

表2-36 身体障害者用自動車改造費助成事業実績

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
神戸町	助成件数(件)	1	2	3	1
	助成総額(千円)	100	200	300	89
輪之内町	助成件数(件)	3	0	1	1
	助成総額(千円)	210	0	100	100
安八町	助成件数(件)	0	0	1	1
	助成総額(千円)	0	0	100	100
計	助成件数(件)	4	2	5	3
	助成総額(千円)	310	200	500	289

(ウ) 重度身体障害者介助用自動車購入等費用の助成

車いす等を使用する在宅の重度障害者(身体障害者手帳1、2級の下肢または体幹機能障害)を介助する者が運転する自動車をリフト付き等に改造する経費、または改造された自動車購入費の一部を助成しています。

表2-37 重度身体障害者助成用自動車購入等助成の実績

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
神戸町	人数(人)	0	1	0	2
	金額(千円)	0	240	0	480
輪之内町	人数(人)	1	0	2	0
	金額(千円)	110	0	480	0
安八町	人数(人)	1	0	0	0
	金額(千円)	240	0	0	0
計	人数(人)	2	1	2	2
	金額(千円)	350	240	480	480

(工) 自動車運転免許取得費助成事業

身体障害者手帳または療育手帳所持者が社会参加のため運転免許を取得する場合に、その経費の一部を助成（限度額10万円）しています。

輪之内町では平成22年度に2件、安八町では平成23年度～平成25年度に各1件の利用がありました。

第2章 障がいのある人を取り巻く現況

(才) 補装具の交付・修理

身体の機能障がいを補う必要がある場合、補装具を交付または修理します。

表2-38 補装具の交付・修理実施状況

(単位:件)

		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		
		交付	修理	交付	修理	交付	修理	交付	修理	交付	修理	
神戸町	義肢	義足	-	-	2	1	-	1	1	-	-	-
	装具	下肢	4	1	-	-	1	-	2	1	1	-
		靴型	-	-	-	-	-	-	-	1	4	-
		体幹	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
		上肢	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	座位保持装置	姿勢保持機能付き車いす	-	-	3	-	-	2	4	2	-	-
		その他	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1
	盲人安全つえ		1	-	3	-	-	-	2	-	-	-
	義鏡	特殊義眼	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	眼鏡	遮光眼鏡	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
	補聴器	高度難聴用ポケット型	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
		高度難聴用耳掛け型	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		重度難聴用ポケット型	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
		重度難聴用耳掛け形	1	1	-	-	2	-	-	1	1	-
		耳あな型(オーダーメイド)	-	-	-	-	-	-	3	1	1	-
	車いす	普通型	2	9	3	10	-	4	-	8	3	8
		ティルト式普通型	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
		手押し型	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
		リクライニング式手押し型	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
		ティルト式押し型	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-
車いす	リクライニング・ティルト式手押し型	-	-	-	-	2	-	-	-	2	1	
座位保持いす		3	-	-	-	-	-	1	-	1	-	
歩行器		2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	
歩行補助つえ		-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	
計		17	13	14	11	10	8	15	15	15	12	

第2章 障がいのある人を取り巻く現況

		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		
		交付	修理	交付	修理	交付	交付	修理	交付	修理	交付	
輪之内町	義肢	義足	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
	装具	下肢	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-
	座位保持装置	姿勢保持機能付き車いす	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
		その他	2	1	-	-	-	-	1	-	1	1
	盲人安全つえ		-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
	義鏡	特殊義眼	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	眼鏡	矯正眼鏡	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	補聴器	高度難聴用耳掛け型	1	-	1	1	-	-	2	1	-	-
		重度難聴用耳掛け形	1	6	5	-	1	2	1	1	2	4
	車いす	普通型	3	5	-	6	-	6	3	7	1	2
		リクライニング式手押し型	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-
		リクライニング・ティルト式手押し型	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
	電動車いす	普通型 (4.5Km/h)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
		リクライニング式普通型	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	座位保持いす		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	歩行器		-	-	1	-	2	-	-	-	1	-
歩行補助つえ		-	-	2	-	-	-	1	-	1	-	
計		10	14	11	8	6	8	8	10	10	8	
安八町	義肢	義手	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-
		義足	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-
	装具	下肢	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
		靴型	1	-	1	-	1	1	1	-	-	-
	座位保持装置	姿勢保持機能付き車いす	-	-	-	-	1	1	2	1	1	-
		その他	1	-	2	-	-	-	1	-	-	-
	盲人安全つえ		-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	義鏡	特殊義眼	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	眼鏡	遮光眼鏡	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	補聴器	高度難聴用耳掛け型	-	-	1	1	2	1	2	-	1	1
重度難聴用耳掛け形		-	-	-	-	1	2	1	3	3	3	

第2章 障がいのある人を取り巻く現況

			平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
			交付	修理	交付	修理	交付	交付	修理	交付	修理	交付
安八町	補聴器	耳あな型(オーダーメイド)	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	車いす	普通型	3	6	1	3	2	4	1	5	3	6
		リクライニング・ティルト式普通型	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
		リクライニング式手押し型	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
		ティルト式押し型	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-
		リクライニング・ティルト式手押し型	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	電動車いす	普通型(4.5Km/h)	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
		普通型(6Km/h)	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
		手動兼用型	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2
	座位保持いす		-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	歩行器		1	-	-	1	1	-	-	-	-	-
	歩行補助つえ		2	-	-	-	-	-	1	-	-	-
計			10	7	6	10	12	10	11	12	11	13

※利用実績がない品目については掲げていません。

(カ) 日常生活用具の給付・貸与

重度の障がいのある人の在宅生活を容易にするため、特殊寝台、透析液加湿器、電気式吸引器等の給付を行っています。ストマ装具、紙おむつの利用が際立って多くなっています。

表2-39 日常生活用具の給付・貸与実績

(単位:件)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
神戸町	特殊寝台	1	-	1	1	1
	特殊マット	1	-	-	1	-
	入浴補助用具	1	-	1	-	-
	透析液加湿器	-	1	-	1	-
	視覚障害者用拡大読書器	-	1	1	1	1
	ネブライザー(吸入器)	-	2	-	-	-
	居宅生活動作補助用具	-	-	1	-	1
	電気式たん吸引器	2	3	1	1	-
	頭部保護帽	1	-	-	-	1
	ストマ装具	182	290	179	161	338

第2章 障がいのある人を取り巻く現況

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
神戸町	体位変換機	-	-	1	-	-
	移動用リフト	-	-	1	-	-
	紙おむつ	1	4	3	2	2
	歩行支援具	-	1	-	-	-
	火災警報器	-	-	1	-	-
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	-	-	-	1	1
	移動用リフト	-	-	-	-	1
	人口喉頭	-	1	-	-	-
	テーブルリフト	-	-	2	-	-
	スロープ	-	-	-	-	1
	聴覚障害者用屋内信号装置	-	-	1	-	-
	点字図書	-	1	-	-	-
	エアーマット	1	-	1	-	1
	パルスオキシメーター	1	5	3	5	2
輪之内町	特殊寝台	1	-	-	-	-
	特殊マット	1	-	-	-	-
	入浴補助用具	1	-	-	-	1
	透析液加温器	-	1	1	-	-
	視覚障害者用拡大読書器	-	-	-	-	1
	聴覚障害者用通信装置	-	-	1	-	-
	居宅生活動作補助用具	1	1	-	1	-
	電気式たん吸引器	-	1	-	-	-
	頭部保護帽	-	-	2	-	-
	携帯用会話補助装置	-	-	-	1	-
	歩行支援用具	1	1	-	-	-
	ストマ装具	78	116	116	104	126
	パルスオキシメーター	-	2	-	3	1
	火災警報器	-	-	1	-	-
ポータブルトイレ	-	-	-	1	-	
安八町	盲人用時計（音声）	1	-	1	-	-
	人口喉頭	1	-	-	1	-
	特殊マット	-	-	-	1	1
	手摺（住宅改修）	-	-	1	-	-
	手摺（移動支援用具）	-	-	-	1	-
	踏み台	-	-	1	-	-
	エアーマット	1	-	-	-	-

第2章 障がいのある人を取り巻く現況

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
安八町	入浴補助用具	-	-	1	1	-
	T字状・棒上のつえ	-	-	-	-	1
	透析液加温器	-	-	1	-	1
	ネブライザー（吸入器）	-	1	2	-	-
	パルスオキシメーター	-	3	5	-	4
	電気式たん吸引器	1	1	1	1	1
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	-	1	-	-	-
	情報・通信支援用具	-	-	2	-	-
	ストマ装具	224	218	248	250	286
	紙おむつ等	82	86	82	90	90

※利用実績がない品目については掲げていません。

（キ）ニュー福祉機器助成事業

先進的な福祉機器の購入費の一部を助成し、身体に障がいのある人の活動を支援する事業です。それぞれの種目について対象となる障がい者が定められており、助成額は購入に要した額の2分の1を乗じた額と基準額を比較して少ない方の額です。

表2-40 ニュー福祉機器の給付・貸与実績

（単位：件）

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
神戸町	音声 IC タグレコーダー	-	1	-	-	-
輪之内町	パーソナルコンピュータ	-	-	-	1	-
安八町	パーソナルコンピュータ	-	-	1	-	-

※利用実績がない品目については掲げていません。

（ク）福祉機器の貸出

輪之内町は町、神戸町と安八町は社会福祉協議会で、車いすなどの福祉機器の必要な人に貸出をしています。

表2-41 車いすの貸出状況の推移

（単位：件）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
神戸町	68	89	85
輪之内町	22	17	16
安八町	28	27	28

6. 権利擁護

(1) 成年後見制度

成年後見制度では、できる限り利用者本人の判断能力を生かし、自立した生活ができるよう、従来の禁治産・準禁治産制度を改めた「法定後見制度」と自分自身の意思であらかじめ任意後見人を選任できる「任意後見制度」が定められ、今までよりも軽度の認知症高齢者・知的障がいのある人・精神に障がいのある人にも柔軟な対応が可能となりました。

3町においては、成年後見制度の利用に対する支援制度を設けています。

(2) 日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な人が安心して生活を送れるよう、本人と社会福祉協議会の契約に基づき福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払いや日常的な金銭管理等を行う事業として実施されています。

表2-42 日常生活自立支援事業利用実績 (高齢者を含む) (単位:人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
神戸町	0	0	0	1	2	2
輪之内町	0	0	0	0	0	0
安八町	2	2	2	2	3	2

※平成26年10月現在

7. 生活環境住宅改造

(1) 住宅改造

障がいのある人の住宅改造の助成制度として、障害者いきいき住宅改善助成事業があります。重度の障がいのある人の自立生活の維持向上や介護者の負担を軽減するため、居室、浴室、トイレ、台所等を改善する場合に費用の一部助成します。

表2-43 障害者いきいき住宅改善助成事業利用実績

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
神戸町	件数	0	1	1	0
	助成総額（千円）	0	180	180	0
輪之内町	件数	1	0	1	0
	助成総額（千円）	212	0	263	0
安八町	件数	0	2	0	0
	助成総額（千円）	0	1,000	0	0
計	件数	1	3	2	0
	助成総額（千円）	212	1,180	443	0

(2) 公共施設のバリアフリー化

「バリアフリー新法」（正式名称：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）が平成 18 年 12 月 20 日施行されました。従来のハートビル法と交通バリアフリー法を一体化させたもので、目的は建築物（商業施設など）や交通施設（駅など）についてのバリアフリー対策がそれぞれ別々に行われてきたことから、今後、一体的に整備を行うことにあります。新たな事項として、対象者の拡大（身体障がい者だけでなく、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者も対象に）、対象物の拡大（道路や屋外駐車場、都市公園など生活空間全体を対象に）などが盛り込まれています。

バリアフリー化の推進に当たって、当事者参加の下、施策を検証し新たな施策や措置を講じて段階的・継続的な発展を図っていくという「スパイラルアップ」という手法が採りいれられ、これは、国の責務とされ、バリアフリー化に関して国民の理解と協力を求める「心のバリアフリー」が規定されています。

表2-44 主な公共的施設のバリアフリー化の状況

		障害者専用駐車場	スロープ	自動ドア	点字ブロック	点字案内	車いす用トイレ	エレベーター	車いす用公衆電話	車いす用客席	ローカウンター
神戸町	役場	○	○	○			○	○			○
	南庁舎	○	○	○		○	○	○			○
	中央公民館	○	○	○			○	○		○	
	図書館		○	○			○		○		○
	ふれあいセンター	○	○	○			○	○			
	保健センター		○	○			○				○
	やすらぎ苑（斎苑）		○	○			○				
	町民体育館		○	○			○				
	養老鉄道・養老線（3駅）		○		○						
	ばらの里（介護予防施設）	○	○	○	○		○				○
輪之内町	役場	○	○	○	○		○	○			○
	文化会館		○		○		○			○	
	図書館		○	○	○		○	○			○
	アポロンスタジアム		○								
	体育センター		○				○				
	ふれあいセンター		○	○			○				
	保健福祉センター	○	○	○	○		○				
	児童センター		○	○							
	町民センター	○	○								
安八町	役場	○	○	○	○		○	○			○
	中央公民館	○	○	○			○			○	
	総合体育館	○	○				○	○			
	安八温泉保養センター	○	○	○	○		○	○	○		
	保健センター	○	○	○	○		○				○
	勤労青少年ホーム		○	○					○		
	ハートピア	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	やすらぎ苑（斎苑）	○	○	○	○	○	○				

8. 関係資源の状況

(1) 相談員等

民生委員児童委員は各市町村、児童相談所等の関係機関に協力し、地域での相談、指導等の活動をしています。現在、3町で計79人が委嘱されています。

表2-45 民生委員・児童委員・身体障害者相談員・知的障害者相談員等の定数(平成26年度)

(単位:人)

	民生委員・児童委員	身体障害者相談員	知的障害者相談員	福祉(推進)委員
神戸町	34	3	1	54
輪之内町	18	3	1	59
安八町	27	4	1	-
計	79	10	3	113

(2) 障がい者団体

障がいのある人やその家族が自主的に結成し、運営している団体のうち町と連携を図りながら活動している団体には次のものがあります。共通の課題に対処するとともに、活動拠点はふれあい、交流の場にもなっています。

表2-46 障がい者の団体(平成26年度)

(単位:人)

	団体名	会員数
神戸町	身体障害者福祉協会安八支部神戸分会	138
	神戸町心身障害者育成会	21
	神戸町たんぼぼ学園親の会	55
輪之内町	身体障害者福祉協会安八支部輪之内分会	110
	輪之内町たんぼぼの会	22
	輪之内町発達支援教室そら親の会	22
安八町	身体障害者福祉協会安八支部安八分会	237
	つくしんぼの会	37
	ひかりの里保護者会	23

(3) ボランティア

各町の社会福祉協議会に置かれているボランティア団体の連絡協議会に登録されている団体数、登録人数は次のとおりです。

表2-47 ボランティアグループ登録団体・登録人員の推移

(単位:人)

		グループ登録		個人登録	計
		団体数	人数	人数	
神戸町	平成22年度	25	819	76	895
	平成23年度	26	821	79	900
	平成24年度	26	785	83	868
	平成25年度	26	767	80	847
	平成26年度	26	740	73	813
輪之内町	平成22年度	7	67	1	68
	平成23年度	8	95	1	96
	平成24年度	8	92	0	92
	平成25年度	8	84	0	84
	平成26年度	8	82	0	82
安八町	平成22年度	2	38	2	40
	平成23年度	3	55	4	59
	平成24年度	3	55	6	61
	平成25年度	5	98	6	104
	平成26年度	6	114	7	121

第2章 障がいのある人を取り巻く現況

表2-48 障がい・高齢関係のボランティアグループ活動状況

(単位:人)

	グループ名	人数	活動内容
神戸町	もみじの会 (川西区)	14	川西区においていきいきサロンの推進
	竹の子分場ふれあいボランティア	22	障がい者の支援活動
	認知症の人と家族の会	5	認知症理解及び交流会
輪之内町	ひまわり	19	食事サービス (月1~2回)
	ホットケアクラブ	8	施設利用者の介助・話し相手 (週5日)
	手話サークル	2	手話の学習と指導
安八町	ほうれんそうの会	22	高齢者のふれあいサロン開催日に昼食、おやつ作り等の支援
	友遊会	16	
	いちょうの会	17	
	きずなの会	19	
	すみれ会	24	
	れんげの会	16	

※平成26年3月現在

(4) 医療機関

安八郡内の医療機関数は次のとおりです。

表2-49 医療機関数

(単位:箇所)

		一般診療所		歯科診療所
		有床	無床	
神戸町	11	3	8	10
輪之内町	4	0	4	3
安八町	8	1	7	6
計	23	4	19	19

※平成26年4月現在

9. アンケート調査結果からの課題

(1) アンケート調査概要

●アンケート調査の目的

第3次安八郡障害者計画・第4期障害福祉計画策定にあたり、現状のニーズ及び課題等を把握するため、神戸町・輪之内町・安八町の3町において障がい者の方を対象に、アンケート調査を実施しました。

●アンケートの実施

アンケート調査は、次のような日程で実施しました。

平成26年1月8～10日 各町別に配布実施

平成26年1月末 回収

アンケート対象者は、安八郡（神戸町、輪之内町、安八町）の身体障害者手帳（65歳未満）、療育手帳及び精神障害者福祉手帳の所持者の方を対象に実施しました。

アンケート対象者数を以下に示します。

表2-50 アンケート対象者数等

	神戸町	輪之内町	安八町	全域
対象者数（人）	438	221	341	1,000
回収件数（件）	260	118	192	570
回収率（％）	59.4	53.4	56.3	57.0

●アンケートの主な内容

アンケートの主な項目を以下に示します。

- ・障がい者（ご本人）
- ・日常生活について
- ・お住まい、生計について
- ・外出状況について
- ・就労・就学などについて
- ・災害など緊急事態の対応について
- ・障がい福祉のサービスに関して利用状況
- ・福祉情報の入手方法について
- ・将来の生活や、今後の安八郡の福祉について

(2) アンケート結果から課題の整理

●生活環境

家族の状況は、「同居家族がいる」が8割以上となっています。一方、「ひとり暮らし」が全体で7%、各町では5~7%となっています。同居されている家族は、親、配偶者、兄弟及び子どもの順となっています。これは3町ほぼ同じ傾向を示しています。

高齢者の介護における独居問題が、障がい者の方についても同様にあり、現在、一人暮らしや将来一人暮らしになる可能性のある方への支援のあり方が課題としてあげられます。

●障がいの状況

身体障害者手帳が最も多く、47%を占め、次いで療育手帳が24.9%となっています。こうした傾向は、3町とも同様に、神戸町43.3%、輪之内町52.5%、安八町47.9%）でした。

また、障がいの程度に関しては、1・2級で約5割を占め、3・4級を加えて、約8割となっています。3町とも同様の傾向で、1級については神戸町31.6%、輪之内町52.5%、安八町29.2%と最も高い割合となっています。

●障がいの原因

その障がいが発生した年齢は、5歳までの期間と40歳以降の年齢で増加傾向になっています。その原因に関しては、下表にまとめました。先天性及び疾病・疾患がその原因として大きな割合を占めています。

表2-51 障がいが発生した原因

(単位:%)

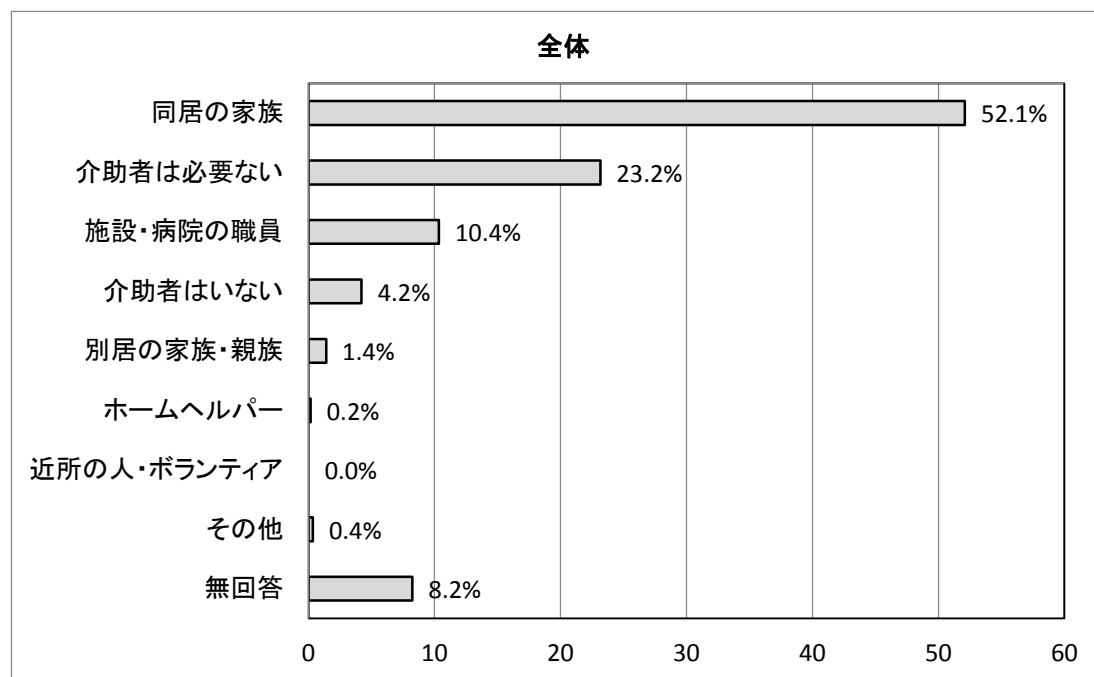
	全体	神戸町	輪之内町	安八町
先天性	25.3	27.3	20.3	25.5
出生時の損傷など	3.7	1.9	5.1	5.2
交通事故	3.3	2.7	5.9	2.6
労働災害	2.8	2.7	2.5	3.1
戦傷・戦災	0.0	0.0	0.0	0.0
疾病・疾患	27.0	26.5	28.8	26.6
上記以外の原因	15.6	16.5	15.3	14.6
無回答	22.3	22.3	22.0	22.4

●日常生活について

同居する家族が介助者になっている割合が高いことを示しています。同居する家族の続柄を聞きましたが、親と配偶者となっています。

年齢別では、介助者の年齢には大きな差は生じていませんが、40代、50代、60代で、約75%を占めており、高齢者の介護を高齢者が行ういわゆる老老介護と同様な現状を示しており、高齢化社会における課題を示しています。

図2-7 アンケート結果【日常生活について】



●相談相手

相談は、「同居の家族にする」が70%以上となっていますが、次いでほぼ同じ割合で、「別居の家族」「友人知人」「医師・看護師」「施設や病院の職員」等が挙げられています。核家族化とともに、若い世代の子育ての悩みと同様に相談する相手がいないことでの孤立化をさらに深めていくことのないようにしていく必要があります。身近な相談相手として家族と同様に支援できる（相談相手になれる）ような仕組みづくりが重要です。

●社会での不安

生計の中心は本人と親がほぼ同じ割合で、いずれも35%程度占めています。さらに、配偶者が中心は約20%となっています。

主たる収入は、給料収入が最も多く50%を占めており、次いで年金収入になっています。高齢化していく両親の年金を頼りにすることには限界があり、障がい者への就労支援や就労環境の整備、あるいは自立支援といった対策も検討していく必要があります。

また、偏見はほとんど感じられないという意見が多いですが、偏見や差別が感じられるという回答もわずかながらあり、地域生活への移行を考えていく上での課題と考えられます。

●望まれるサービス（支援）

外出する際の交通手段に関しては、自家用車が多く次いで徒歩、自転車、電車となっています。ただし、電車に関しては、比較的アクセスしやすい神戸町は約20%となっているものの、他の2町では10%以下となっています。

外出時において困ることは、「介助者がいないと困難」「電車・バスが使いにくい」「人の目が気になる」及び「お金がかかる」などがあげられています。

これに対して、「特に困ることがない」といった回答は最も多く40%程度みられます。車での外出など、社会参加への積極的な参加状況と消極的な面とが相反して回答に表れている状況です。

●就労状況

現在、就労している人が、仕事を見つけた手段は、「自分で探した」「職業安定所」「学校の紹介」及び「家族、友人の紹介」などがあげられています。また、就労希望の人は多くみられ、60%以上の人一般社会への参加に前向きな姿勢を持たれています。就労場所を探す際には、公的な支援も含まれていますが、さらなる支援の必要性を示しています。

●災害時の対応

災害が発生した際に必要なものは、障がいの特性に応じた避難所生活の確保、安否確認、情報提供などがあげられていました。

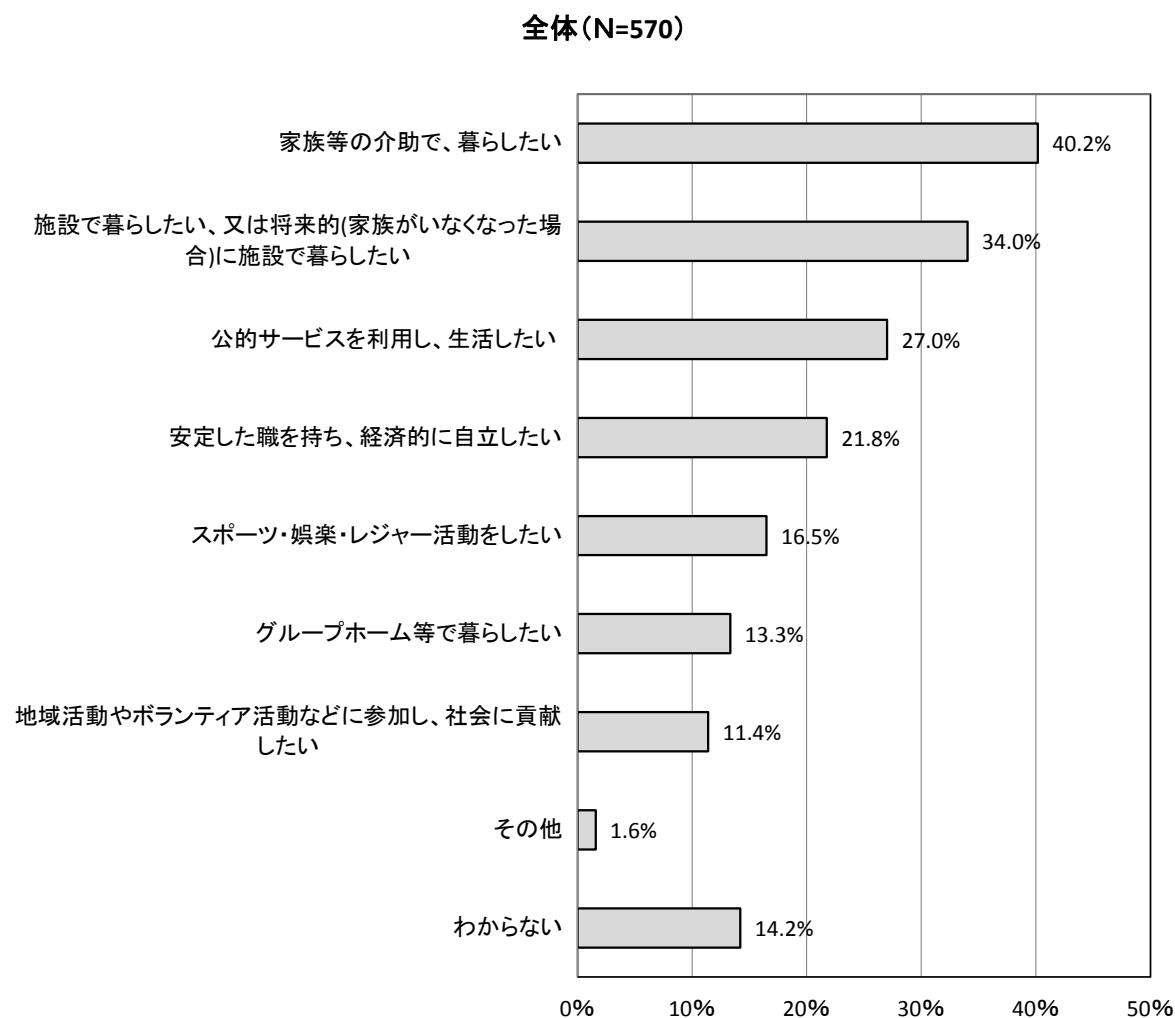
日常的な交流からはじまり、地域での一体的な活動が行われていないと非常時における連携体制が機能しないのが現状です。

●サービスの利用状況

現在実施されている各項目に関して「わからない」が高い値を示しており、今後の広報の必要性を示す結果となっています。一方、「利用したい」人と「利用したくない」人とでは、「利用したい」がやや高いことにも着目しておきたいポイントです。

●ご本人の将来生活や今後の安八郡の福祉に関する項目

図2-8 アンケート結果【将来の生活についての希望】



必要だと思われるサービスや制度等としては、「近くに入所施設がほしい」(29.5%)「気軽に相談できる場所」(27.8%)「家族がいない時の介助者」(25.8%)などがあげられました。

【アンケートによる要望事項】

障がい者、介護者にとっては、それぞれの高齢化により、将来の生活への不安が大きく、いざという時に頼れる施設の整備への要望が強くなります。

また、就労希望者、一般社会への参加にも前向きな人が多く、サービスを利用したいが、内容が分からない人もおり、さらなる広報活動が期待されています。

●アンケートの自由記述は次のとおりです。

自由記入 神戸町

サービス
<p>➤最重度のため、いろんな制度（日中支援やショートステイ等）を利用したくても出来ない事がほとんどなので利用できるありがたいです。</p>
<p>➤日中一時支援での一割負担を町がして頂き、ありがたいが、他の市町との受給量の差があり、特に長期休暇等は困っている。もう少し柔軟な対応をして欲しい。</p>
施設
<p>➤入所施設がもっとできたらいいなと思います。なるべく早く入所が出来たらいいなと思います。</p>
<p>➤将来、入所施設、グループホームなどと夜間のケアがほしい。通所、入所施設で（送迎が可能）がほしい。</p>
<p>➤常に見守り、支援が必要です。親が年老いた後が心配になります。兄弟もいますが、それぞれの生活もあるので負担をかけたくありません。将来的には入所できる所があるというだけで心の負担が軽減されると思います。地域の中で生活することが理想とはわかりませんが、本当に重度の人は地域に出ることすら容易ではありません。できる施設の整備を進めていただきたいです。一般の人は年老いて支援が必要になったら特養ホームや老健等入所もできますが、知的ハンディを持つ人が老後をむかえた時、どうなるのかと考えると不安になります。受け皿が必要だと思います。</p>
<p>➤高校卒業後、死亡するまでの時間が人生の割合でとても長いと思いますが！その長い期間の間に、現在、世話をしている家族の身に、もしものことがあったら障がいの重いうちの子などは薬も飲めないと思います。そうなった時の為に日頃から家族が軽く出入りできる近くにある入所施設（暴力などなく安全な所）がとても利用したいのですが、現在は空きもなく、あっても県外など…。とても簡単に利用できるとは言えない状況です。どうかアットホームな入所施設や個人宅に送迎のある通所施設ができますように!!と毎日祈るばかりです。心からお願いします。よろしくお願いします。</p>
<p>➤親なき後に、安心できる施設の建設に対する補助金の条件が少しでも良くなること。</p>
<p>➤将来、障がい者が1人になってしまった場合、障がい者のみの収入（年金など）では生活がなりたちません！自分から申請することさえ分らないし、理解も無理です。サポートしてくれる人材、施設など充実を希望します。</p>
親・配偶者等がいなくなった場合
<p>➤私達両親がいなくなったら娘は、どう生活していけばいいのかそれだけがとても心配です。娘の下に妹はいますが、将来次女には自分達の生活もあると思うので次女を頼るという事も考えてしまいます。</p>
<p>➤今は二人で生活しているが、将来的には一人になった時の事を心配している。現在は主人に障がいがありますが元気にしています。</p>
<p>➤障がいを持つ親として、高齢になり、本人の介護が続けられなくなった時のことを思うと不安を覚えます。又、病気で具体的に本人が言うことができないのでその点が病気をしたら不安です。神戸町は私達障がい者家族にほんとうによくしてもらっています。感謝しております。神戸町に住んでいてほんとうによかったと思っております。今後ともくじけず本人と頑張っていこうと思っております。今後共よろしくお願い致します。</p>

<p>➤親が元気なうちは良いのですが、親が年老いてきて面倒をみるのが困難になったり、親亡き後にこの子達がどうやって生活していくのだろうかという不安は漠然としています。障がい者に関するサービス等の申請のお知らせを全て連絡していただけるとありがたいと思います。（殆どは連絡がくるとは思いますが、中には自分が覚えていて、申請にいかないとダメなものとかありますよね?）</p>
<p>ユニバーサルデザイン・バリアフリー</p>
<p>➤家族が活着ている間はいいのですが、点字の案内はほとんど無に等しい為、銀行とか封書等全盲者には不便です。</p>
<p>➤車いすでも通れるように道路の設備をしてほしいです。道がでこぼこで思うように車いすで走れない。</p>
<p>交通・移動</p>
<p>➤安八町にはコミュニティバスがあるが、神戸町にない。日曜大工用品店や、食料品スーパーが少ない。水道料金の減免措置が無い。</p>
<p>➤日中は、生活介護施設に通所しており、施設に通うために今は親が送迎していますが、できなくなった時や都合が悪くて送迎できない時があると困る。また迎えの時間に行けない時とか施設が4時ごろで終わり、夕方だれも世話をしてくれる人がいない時に本人だけにしておけないので本人をむかえに行ってくれてどこかあずかってくれるところがあると助かります。</p>
<p>医療費・助成</p>
<p>➤難病患者の医療費助成が今後見直しになると困る。今は主人の収入でやりくりできるが、将来、3年後ぐらいには息子が自営を継ぐとなると、主人と私は年金（国民年金）で生活する事になる。生活はきびしくなるのに、医療費負担が増えたら医者にもかかれないう薬代も大変高額になるのでとても不安で仕方がない。医療費がかさむと受診も抑制する事になる。免疫の薬がのめないと生命が維持できないのでとても恐いです。</p>
<p>➤週に1回～2回お風呂へ入りユーケアーを取り替えているので、親の支援で取り替えています。走ることができなくて歩いたり自転車に乗ったりはできます。自動車（普通）免許を持っていますが（お金がいるから）車を買えなくて困っています。</p>
<p>➤過去に名古屋市や東京都で住んでいたことがあるが、これら自治体に比べて、障害給付金（?）が圧倒的に低い。（半年で6000円だと思うが）。物価の差を割引いてもこれは低すぎる。（子どものおこづかいではないのだから）</p>
<p>就労支援</p>
<p>➤障がい者をもっと雇用して欲しい。</p>
<p>➤精神障害者手帳を頂いている弟を持っています。本人は働ける場所があれば働きたい、気楽に心の悩みの相談ができる場が欲しいと思っております。一時期、大垣市内の就労支援のための職業訓練をしてくれる施設に通っていましたが、電車とバスを乗り継ぎ、毎日通って必死に仕事をしてなかなか仕事を紹介してもらえず、本人の気持ちの負担となりやめてしまいました。近くにそういう場所があれば、又、通いたいと思っております。又、先々、仕事をしグループホームで生活したいとも思っていますが、町内にそういった施設を設けていただけたらと思っております。今回このようなアンケートをしていただきありがとうございました。</p>
<p>➤現在、子供は小学生ですが、やはり大きくなってからの事が心配だったりします。いつまでも子供の側にいられるとは限らないので子供もいつか離れる時が来たり事故などでいろんな事で一緒にいられなくなる場</p>

<p>合も有りえるので今回このようなアンケートで知った事もありますが、今、親の私が思う事は住みやすい社会（障がい者が）を作っていただき社会のどこかでつながりを持たせてあげたいのでその子、その子の出来る仕事でもいいので就労をさせて自信をつけてあげたいと思います。今は学校、幼稚園などでも先生方はがんばってみえると思いますが弱い立場の（人、子）のフォローを続けていってほしいです。後は私自身が長生きしないといけませんね。</p>
<p>➤将来、しっかり仕事をする人になりたいです。</p>
<p>➤学校が卒業できて就労できればいいが？</p>
<p>➤就労支援に力を入れてほしい。特に知的障がいや自閉症等は、少し援助があれば岐阜県の障がい者雇用求人は約1/20程度だったと思う。行政も、雇用に力を入れて欲しい。働く場所があれば、働けるのにないから働けない。1日4時間～5時間の就労ではなく、8時間雇用で働きたい。生活する為にはお金が必要で、月給1万とかでは生活できません。親がなくなったらどうなるのかとても不安です。</p>
<p>➤障がいにもいろいろな内容があります。神戸町の福祉について考えますと現在は大きな障がい、例えば体の不自由・知的な事などに関しましては手厚くしていただいていると思います。その反面、ある程度家で過ごすことが出来、生活する為の動きも障がいとしては軽い。しかし会社で勤める事が出来ない方々にとって、やはり社会への参加にもなる仕事への参加がむずかしい状況です。はげみにもなる仕事の紹介などにも力を入れていただければと思います。</p>
<p>➤特別支援校を卒業します。就労が困難で、やはり働ける場所が少なく、自立がむずかしい。仕事があっても短時間など、制限があり、将来一人で生活していくこともむずかしい。就労ができる場所や就労に向けての支援がほしい。小中学校までは、ことばの教室や学ぶ場があったのに、大きくなるとそういう場もなくなってしまっている。働けても低収入で年金などの支払いもできない状況では年老いた時に生活できるか心配もある。</p>
<p>周囲の理解</p>
<p>➤一般の人から私をみて、何でも出来る事軽々しく言われ、とても悔しい情けない思いをしました。健常者に障がい者の気持ちはわからないでしょうね。わかるような事言われるのですが!!一人で外出出来ないのでボランティアは出来ませんね。情けない限りです。</p>
<p>➤父や母の経済的負担や心理的負担について心配です。精神科の社会への悪口や理解について父と母や兄弟の精神的負担をへらしたいといつも考えています。どうしたら病状がよくなるのかと思い苦しんでいます。改善をするためどんな方法がよいのかと情報をくれる方はいないかなと考えています。</p>
<p>地域</p>
<p>➤最近大きな災害が起こったらどうなるのかと考えることがあります。避難所生活、そこへ行くまでのことを考えたらうちは無理だと。もう覚悟を決めました。家に残ろうと思っています。私が入院等したら娘のことはどうなるのか、心配、不安しかありません。親がなにかあった時、助けてくれる場所、人、そのような体制が将来整っていくことを切に願っています。放課後支援も毎日やって頂けると本当にありがたいのですが…。また神戸町は中学生までですが高校生になっても支援の必要な子はいると思いますし、学校に在学中は放課後支援を受けたいです。障がいがある人の家族の皆さんは不安でいっぱいだと思います。障がいがあっても、この町に住んでいれば大丈夫と思える時代が来るといいなあと思います。私達親も出来ることはやらなければいけないと思っています。がんばります。行政の方々もよろしくお願い致します。</p>
<p>➤障がい者が、ひとりで住んでいる家は外からわかるようにくるくるをつけられるようにしたい。音声で“助</p>

<p>けて”とまわりに知らせる機具をつけられるように、常に“助けて”もらえるかんきょうに。</p>
<p>情報</p>
<p>➤事例ごとの利用制度、利用施設、対応策等を記したパンフレット等があれば作成・配布して欲しい。高齢化社会に十分対応した“ソフト”の完備をお願いしたい。分らないまま生活しているように思います。それほど必要ない道路などよりは是非、今必要としている福祉の援助の手をお願いしたい。</p>
<p>➤現在聴力障がいにより手帳を持っています。以前はそれを利用して補聴器を支給していましたが、生活をしていく上でその支給品では自分の聴力をおぎなえないということで、自己負担で補聴器を購入するようになりました。ですが、今では技術の進歩と共に補聴器の価格もあがり6年の寿命で、両耳で50万円、軽自動車を買うのと同じような状態になっています。一定金額で援助してもらえるような事も聞いたことがあるのですが、以前住んでいた自治体では、このメーカーのものでなければお金は出しませんと言われあきらめた事もありますし、今現在、どのような支援を受けられるのかはっきり言って知りません。わかりません。ですので、この障がいの方にはこのようなサービスが受けられますという区分された冊子等を作ってもらい詳しくはホームページ等で、情報を調べられる環境を作ってもらいたいです。</p>
<p>➤聴覚障がい者の情報とか。</p>
<p>➤談支援体制</p>
<p>➤このアンケートもわからない制度がたくさんあり、情報不足、勉強不足と感じています。我が子の障がいが軽度ですが、自分達がいなくなっからの生活が心配です。自立して働けるよう日々生活していますが、私達がいなくて、本人が困った時に相談できる、場所、人がいることを願っています。</p>
<p>➤窓口・手続き</p>
<p>➤福祉サービスを利用したい、もしくは相談したいと思って、役場の窓口へ行っても、職員の知識が足りないと感じる。社会福祉士、介護福祉士の資格を持つ人などに窓口で対応して欲しい。また積極的に福祉サービスを周知していないように感じる。今後も福祉課へ行き、相談や手続き等をする事が多々あると思うので、改善して欲しい。また障がいが重く就労が困難と思われるので入所施設が近くにあればぜひ利用したい。</p>
<p>➤施策</p>
<p>➤障がい者福祉予算を減らす事ばかり考えるのではなく、安八郡は日本一障がい者が住みたい所にしてほしい！</p>
<p>➤生活の幅を広げられるような施設やサービス選択の幅が広がるような施策を希望したいのですが、狭くなっているのが現状だと思います。例えば東日本大震災での障がい者の有様をそのまま伝えて頂き家族行政の問題にしたいものだと思います。</p>
<p>➤福祉施策には、お金がかかります。補助していただければ良いですが、将来を考えると補助審査が厳しいのも仕方ありません。でも必要になるから貯金と言っても、無限です。福祉ローンや分割制度が金融機関との連携などで個々が負担しやすい制度があると良いかなと思います。</p>

自由記入 輪之内町

サービス
<p>➤年齢が高まれば、高齢者福祉が充実して様々な支援が受けられますがその年齢に達していないとサービスが受けられず、日々の生活が本当に大変です。町内でも若い方が昼間、何もすることなく、外に出ておられるのを見かけます。是非支援の手を差し伸べていただきたいと思います。</p>
施設
<p>➤今は家族と一緒に暮らしているが、冠婚葬祭などで家族が世話をできない時に一時的に介護をしてもらえる施設（特に土日）近い所で。親が高齢になり、世話が出来なくなり兄弟が同居していない時、近くに入所施設があるとよいと思う。障がいを持っている人（子）は全体数からいったら少ないかもしれないが、少ないから…こそ、考えていただきたいと思います。障がい者（子）が住みやすい町にしていきたい。お願いします。</p>
<p>➤西濃地方に、未就学児が朝から夕方まで通園する専門施設（例岐阜市立恵光学園）がない為困っている。</p>
<p>➤入所施設が安八郡でできないとの事で今は岐阜の施設にお世話になって居ります。県外なので色々あります。昭和40年か41年よりずっと施設生活を送っています。てんかん発作の病気を持っているので今は50年より県外の病院へ通院お世話になっております。</p>
<p>➤安八郡では通所施設の利用しやすい所が少ないので困っています。たとえばプールとか、リハビリが完備されている所など運動能力をためせる所が近くに出来てほしい!!</p>
<p>➤輪之内町には、重度障がい者が通える所ないので、大垣の施設に月～木、毎日、羽島の施設に毎週金曜に行っています。時々ショートもお願いしています。大垣市、羽島の方は送迎をしてもらえますけど、市外の場合はだめです。毎日母が連れて通っています。輪之内町にも老人の施設がたくさんありますが、ショート、お風呂が利用できると助かります。そんな所ができるとありがたいです。</p>
<p>➤もっと福祉施設をいっぱい増えてほしい。</p>
<p>➤グループホームを作ってほしい。短期入所できる施設がほしい。</p>
<p>➤配偶者がなくなり、自分（障がい者）が残った時、子ども達に世話にならず、優先的に施設に入れたらいいと思います。（年金の範囲で）</p>
<p>➤障がい者を将来、預かってもらえる施設がないので困る。</p>
<p>➤将来、グループや特別養護老人施設を増加してほしい。</p>
<p>➤将来的には自宅での介護には限界があるため、60代の夫について入所施設を利用したいと考えていますが、費用の面で先が見えない。</p>
<p>➤親無き後の生活が心配です。輪之内町にグループホームが出来て、仲間と共に生きていけたら幸せです。</p>
親・配偶者等がいなくなった場合
<p>➤①自分の母が亡くなった時にどうするか。②自分の病気が少しでも良くなれば幸せです。③安八郡の障がい福祉は、良い事をしていると思います。</p>
<p>➤この病気が悪化した時、子どもがかわいそうでとにかくまともな自分でいたいと思っている。体はえらいが入院したくないです。子どもと離れたくない。</p>

ユニバーサルデザイン・バリアフリー
<p>➤ 健常者の子が自転車を乗り、通学する様に車椅子でも安全に移動、通学できる歩道の確保をお願いしたいです。小学校、中学校、役場、町施設を車椅子、エレベーターで自由に行動できる様にしてほしい。特に学校は毎日の学習と生活の場であるので、バリアフリーを希望します。特別支援学級在籍児の学習支援の約束、スクールカウンセラーの定期訪問、相談があるといいです。町の行事に障がい者でも参加できる様、声かけや配慮をお願いしたいです。</p>
<p>➤ 車いすマークの駐車場に健康な人が車を停めるので利用できないことがある。町民の意識改革が必要。コミュニティセンターやATMなどバリアフリーになっていない所がある。またバリアフリーにはなっているがとても使いづらい所がある。対処してほしい。住宅改造は切実な問題だが費用がないのでできない。</p>
交通・移動
<p>➤ 交通の便が悪すぎる。</p>
<p>➤ 通院タクシーを利用するので、タクシーの初乗料金を出してもらえる制度を作してほしい。</p>
<p>➤ 今は家族と一緒に暮らし、不自由なく生活しています。昼間は町内施設に通っています。親の送迎ですが、自立のためには本人がひとりで通うことが望ましいかもしれませんが、言葉のない彼には何か起きたときの対応ができません。デイサービスのような送迎（マイクロバス）ができれば希望します。近い将来、近くに入所施設、グループホームを町内、郡内に希望します。町内施設ができ、次のステップへ行政のお力をかりて親の思い、子どもたちの思いが型になればと思います。親のできることは小さいですが、何かできるのであればやっていきたいと思います。よろしくお願い致します。</p>
<p>➤ 現在、通所していますが、親の送り迎えなので、スクールバスみたいに送迎してくれるバスをととても希望します。親がいつまでも送迎できるかわからないので、自分で施設まで行けることはとても大切だと思います。年とってからではなく、今からあるといいと思います。</p>
医療費
<p>➤ 現在「福祉医療費受給者証」を取得しており、医療費が無料でありがたいと思っています。今後（3年位先）は個人負担が発生すると聞いています。年金 etc で生活しており（年金も減額傾向）病院にも行けず「がまん」する事になり体調悪化が懸念されます。</p>
<p>➤ 今後危ぶまれている医療費補助金制度をこの先もずっと続けてほしいです。</p>
就労支援
<p>➤ 足が悪くて、動けなかったけど、60歳で手術を受けて歩けるようになったけど、60歳以上で働く場所がないし、20kg以上持ってもだめで働く場所がない。でも働けるところがあるなら働きたい。</p>
周囲の理解
<p>➤ 障がい者福祉施策も大切だと思うが、住民や周りの方々の理解が最も重要だと考える。</p>
<p>➤ 近所や地域によっては色々な面（障がいに限らず）で他の家の様子（離婚、等）噂による曲がった（真実ではない）偏見が他市町村に比べ根強く残っているのに驚きました。</p>
地域
<p>➤ 障がい者が人生を終えるまで生まれ育った町で地域の方のお力を得ながら安心して暮らせるような町政を行って欲しい。</p>

情報
➤安八郡の中でも格差があるため、近くにその様な施設、センターがないと情報が入ってこない。利用できない。（町内で人数がいっぱいになってしまうため）郡内でその水準を上げてほしい。今は親がいるから良いけど、いなくなった時のことを考えると心配は次々出てくる。そうならないために、個人的には、一生懸命やっているが、限界はある。希望人数が少ないから、わからないからという理由で、今当たり前にやっていること（他の町や市で）には、せめて取り組んでほしい。
窓口・手続き
➤①日常生活用具の補助を受けているが、手続きが少し面倒である。2ヶ月に一度、又は4ヶ月に一度、業者さんの見積もりを出して、役場に行かなくてはいけない事!!②毎月の補助金額の上限をもう少し上げてほしい。約2,000円のupを望みます。
施策
➤以前は認定を受けていたが、現在は認定を受けていないが、定期的な状況確認の仕組みづくりを明確にし、施設の利用をしていない者も（現在確認する様に）フォローをしていく仕組みづくりをされてはどうか。

自由記入 安八町

サービス
<p>➤訪問系サービスの充実→制度を利用できない人が大多数。地域での利用できる事業所がなく、他地域で遠方になったり、医療的ケアが必要な場合はサービスが受けられない。・将来的に親亡き後の居場所の確保。(グループ、入所施設等)・急な時の一時預かりが地域に欲しい・障がい児者に対応できるヘルパーの育成、確保が必要だと思います。</p>
施設
<p>➤今現在の悩みや町内で放課後や長期の休み等にあずかっていただける施設があるといいなあと思っています。ですが、障がいに理解をしていただけないと難しい事もあるかと思っています。特別支援学校を卒業した後、どこかの作業所で働きたいと思うのですが、できれば町内で、今活動している仲間で何か形にできたらいいなあと思っています。その為にももっといろいろな知識を自分が身につけないといけないと思っています。</p>
<p>➤安八町には放課後、休日にデイサービスをしてくれる施設がなく、他の市にお願いしているので、近くに福祉施設があると助かります。将来、家族がいなくなったら一人で生きていけない子をどうしたらいいのかわかりません。</p>
<p>➤学校卒業後が心配です。地域に生活介護の施設が無い状態なので、近隣または遠くの施設をさがすことになるのが不安です。今後、早い時期に生活介護施設ができることを望みます。今はデイサービスを利用して学校が休みの時など、隣の地域の施設を利用していますが、少し遠く不便を感じています。放課後も通える距離ではないので、家で過ごすしかない状態です。身体が不自由なので出来ることは少ないですが、人との関わりが大好きなので、地域の方たちにもっと知ってもらい、障がいがあっても将来も地域で暮らせるよう考えていただきたいです。</p>
<p>➤親亡き後、安心して入所できる施設がほしいと思います。安八町には知的な障がいがある者が入所できる場所がないので、とても不安な気持ちでいます。近い所にそんな施設ができれば…といつも考えております。</p>
<p>➤家族がいなくなった場合、本人が安心して暮らせる施設がほしい。(グループホーム等)</p>
<p>➤☆弟がいるけれど、それぞれの生活があるので面倒をたのめない☆親が年をとって子どもと一緒に生活の場がほしい。老人施設など…☆親が生あるうちは子どもと一緒にいたい気持ちもあるし？☆親が子どもの安心出来る場を見つけて住めるを見届けたい気持ち？☆母子家庭にて相談する人がいないので困っている。☆どうしたら子どもが幸せな生活出来るか？が気になってます(それが一番だと思っています)☆自動車税の件、軽度の方は自動車税を払っていますが、障がいがあるのは変わらないので免除にしてほしい。(そのために車が必要なのだから)</p>
<p>➤動ける内は良いけれど、自由に出来なくなった時近くに入所施設がほしいです。</p>
<p>➤親なき後に安心して子どもが生活できる施設を作ってほしいです。また親が用事をしたい時にあずける所がほしいです(日中一時支援)</p>
<p>➤親なきあとに安心して住める入所施設がほしい。</p>

<p>➤親亡き後の障がいの生活が不安でなりません。安八にも障がい者が入所できるグループホームを作ってほしい。町内で主催の観劇やコンサート etc… あったら声かけをしてもらいたい。アンピーバスをひかりの里の利用者が使えるよう停留所をつくり、通勤に使えるような時刻表はできないでしょうか？</p>
<p>➤親亡き後の子どもの将来が心配です。是非、ケアホームの建設をお願いします。私達も協力できることはします。将来を見越した福祉計画を立ててください。</p>
<p>➤親が活着ている間はいいいけど、両親がなくなった時やその前に障がいをもった子が生活できる場所が出来れば安心が出来るのでほしいです。ぜひ作ってください。</p>
<p>親・配偶者等がいなくなった場合</p>
<p>➤親が病気やいなくなった場合、ひとりになった場合の生活が心配 母より 福祉とできるだけ最小限の関与(本人)</p>
<p>➤障がい者本人も50代で両親も高齢者である。それぞれが病気を持っており今後誰が入院してもとても不安である。現在本人は入所しているが、病気・入院となった場合、施設を出て親が看病するのは無理である。身内はあるがひとりっ子でもあり各々の家庭があり、将来を考えると大変に心細いし不安でもある。</p>
<p>➤親の死後、本人が残されることが大変心配です。</p>
<p>➤重度の障がい者入所施設の話で現在紫香楽(滋賀)に入院しているが、親も高齢になり介護が難しくなっている。(遠方のため)</p>
<p>ユニバーサルデザイン・バリアフリー</p>
<p>➤安八町の保健センター利用時、雨や雪のとき、傾斜になっているので、伝って歩けるスロープが欲しい。金属は、夏は熱くなりすぎて冬は冷たすぎるので材質も考えて設置していただけるとありがたいです。</p>
<p>交通・移動</p>
<p>➤安八温泉とコミュニティバスが無料で利用できてうれしいです。</p>
<p>➤今、小学校に通学していますが、中学は特別支援校を考えています。一人で役場まで行くことが出来ません。結にも支援校のバスが来てほしいです。来て頂けないと支援校に通うことが出来ません。よろしく願います。</p>
<p>助成等</p>
<p>➤災害時要援護者支援制度に登録する際、精神障がいと書かなければならないのは抵抗があり、登録していない。民生委員さんも地元の人なので、障がいの種類は知られたくない。平日の昼間に働いているので、役場、保健センター、社協に困った時相談できない。休日・夜間の相談窓口(電話も可)を作ってほしい。スポーツ基本法では「障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」ことになっている。全国障害者スポーツ大会で精神障害者の種目は、ソフトバレーのみでその他の種目については、予選なしの遠方での大会に参加しようとしても、町からの助成金はない。健常者に比べて収入も少ないので遠征費用の助成をしてほしい。</p>
<p>学校・教育</p>
<p>➤小・中学校はかはいの先生をつけて頂ければ通常学級での勉強を受け理解する事が可能なので、必ず、かはいの先生を付けて下さい。かはいの先生を付けて頂かないと理解する事が出来にくい教科があり、十分な教育を受ける事が出来ず、日々を送ることになります。</p>

就労支援
➤今、職がく、年金も少ない為、働かなければ生活が出来ない。2月からは収入がない為こまっております。
周囲の理解
➤聴覚障がいを理解する方が少ない。
地域
➤住み慣れたとこで生活したい。
➤大きな総合病院があると安心。40歳以上でも通える趣味の延長線上（料理、パソコン、絵画、スポーツ、陶芸など）にあるような活動にもっと支援があるといい。
情報
➤いろいろ障がいについてやっていただけるのはうれしい事ですが、地域にその内容がうわさでよく流れてくるのはどうかと思う。
➤・ペアレントケア、タイムケア、レスパイトケア、ファミリーサポートの情報を発信してほしい。推進。・いつでも利用できるサロンみたいな空間の場所を提供してほしい（本人・家族・関係者の）・災害時要援護者避難支援制度を支援学級、支援学校（在校・卒業生）も登録対象にしてほしい。・地域、行政との交流の場（意見・情報交換会など）定期的に・公共施設のバリアフリー化。
相談支援体制
➤現在、ケアマネジャーさんと計画を相談して介護保険を充分利用させてもらって、楽しく生活をしています。家族の者には色々面倒をかけていますが、子どもの家族にも毎日声をかけてもらってうれしく思っています。
➤・親の悩み事などの相談ができる場所があると嬉しいです。・親が生きているうちは親が出来る事はしますが、死後、我が子が相談出来る人が居ると安心です。・街灯をもう少しふやしてほしい・10年20年後にはこれ以外の悩み事とかがあると思います。もう少し世の中が暮らしやすくなってくれる事になって欲しいです。
➤現在、母と2人暮らしで就職をしているため、収入は安定しているが、今後働けなくなったとき、母がいなくなったとき、一人で暮らしていけるか不安です。近所の方との交流も私自身はあまりないので、近所の方との交流をしたいです。今の最大の悩みは孤独死なので、配偶者やご近所の知り合いをみつきたいです。障がい者向けの婚活や結婚相談の場はあるのでしょうか
窓口・手続き
➤障害者手帳の発行や継続などの手続きに出向いて行かなければならないのが億劫です。岐阜市の場合、病院で手続きが終わるので気持ちに余裕が出来ます。行く予定にしている用事で行けなくなったりすると、切羽詰ったり焦ります。郵便ですませられるといいなと思います。障害年金を皆さんの税金でもらっていると思うと、心苦しい時があります。一時、三日ぐらい働きに出ましたが、家事と両立できずに悲観的になってしまい落ち込んでしまいました。その上、リウマチを患ってますますへこんでいます。習い事で気分を紛らわしてはいるもののこのまま老齢年金を受け取る日まで安易な気持ちでいていいのかたまたまなくなります。
➤数年前に問40-⑥に遭遇してしまい、今後の為に福祉課に聞きに行ったら冷たくあしらわれたので、介護をしている友達に聞いたら分りやすく説明してもらえた。役場の窓口が心配です。本人の年齢などで使用できないもの、できることの判断は、プロなので使用できる支援を聞きに行ったのですが教えてもらえなかった。

施策

➤西濃地域一体としての取り組みが一般的であり、郡でのまとまりが弱い。大垣市や海津市、瑞穂市や岐阜市、羽島市との連携を密にし効率的な施策を興すことが重要と考える。各種の施策が県や市の実施から町へ移転され、細分化されるとともに対象者のプライバシー、要望に細かく応じられるか心配。各町と連携に情報の共有につとめ、最新の取り組みに努めて欲しい。

※アンケートの自由記述の内容は、個人が特定されないように配慮した上で、原則として回答者が記載した原文の通りとさせていただきます。

第3章 基本計画

1. 計画の基本理念

この計画は、障がいのあるなしに関わらず、家庭、学校、職場や地域社会で安心して暮らせることを基本理念とします。

安心して共に暮らせる地域社会づくり

障がいがある人もない人も地域の中で共に支え合って暮らしていける社会が自然であり、障がいのある人が住みやすく、活動しやすく、地域の中に溶け込んでいく社会こそ私たちが目指す社会です。高齢者や発達障がい児など増加傾向が進む中、現代に生きる私たちは、障がい者の社会づくりを通して、すべての人々が心安らぐ日常生活を送ることができるよう、この計画の着実な実現をめざしていきます。

2. 計画の基本的視点

(1) ノーマライゼーション社会の実現

障がいのある人にとって住みやすく、障がいがある人のための地域社会をつくることは、すべての町民にとっても住みよい社会、住民参加による真のノーマライゼーション社会につながります。

(2) 在宅・生活の質を重視

障がいのある人が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしていくためには、住民の温かく見守り支える心構えが大切です。その上で、障がいの特性に応じた支援を行うとともに、日常生活の自立と社会参加を支援する在宅サービスを充実させ、就労や、文化活動への参加など生活の質を高める活動の場や生活の場の確保に努めていく必要があります。

(3) 地域生活への移行支援

「障害者総合支援法」が施行され、難病や発達障がいなど障がい者の対象が拡大しました。その一方で、国の基本指針は、都道府県及び市町村は「障害福祉計画」の策定にあたって、施設入所者や精神科病院入院者などが地域の中で生活できるよう目標を定めるものとし、障がい者への様々な福祉サービスの効果を検証し、必要に応じて計画の見直しも行うよう、新たなチェックシステムも導入されました。障がい者が家庭、学校、職場、地域で安心して共に暮らせる社会づくりが本格的に始動することになりました。

(4) 広域的視点からの施策推進

施設入所者の地域生活への移行の支援や障がいのある人の就労、療育、教育などは安八郡の3町が連絡調整を密にして対応することが求められます。3町で対応しきれない分野の施策については、岐阜県及び西濃圏域市町村と連携して推進を図っていきます。

3. 基本目標

「安心して暮らせる社会づくり」「社会参加への支援の充実」「日常生活を支える福祉の充実」「医療・福祉の連携による支援」を基本目標として設定します。

こうした基本目標に基づいて施策を推進し、施設入所者の地域生活への移行、一般就労移行、精神障がい者の地域生活移行について現状を把握し、社会参加をこれまで以上に推進するため、具体的な目標を立てて障がい者とともに生きるノーマライゼーション社会の実現をめざしています。

第4章 目標年度の障がいのある人の数

1. 目標年度の人口

目標年度の人口は「国立社会保障・人口問題研究所」で推計した人口とします。

表4-1 目標年度(平成32年度)の人口推計

(単位:人)

	0歳～14歳	15歳～64歳	65歳以上	計
神戸町	2,194	10,375	5,995	18,564
輪之内町	1,469	5,942	2,542	9,953
安八町	2,137	8,730	4,033	14,900
計	5,800	25,047	12,570	43,417

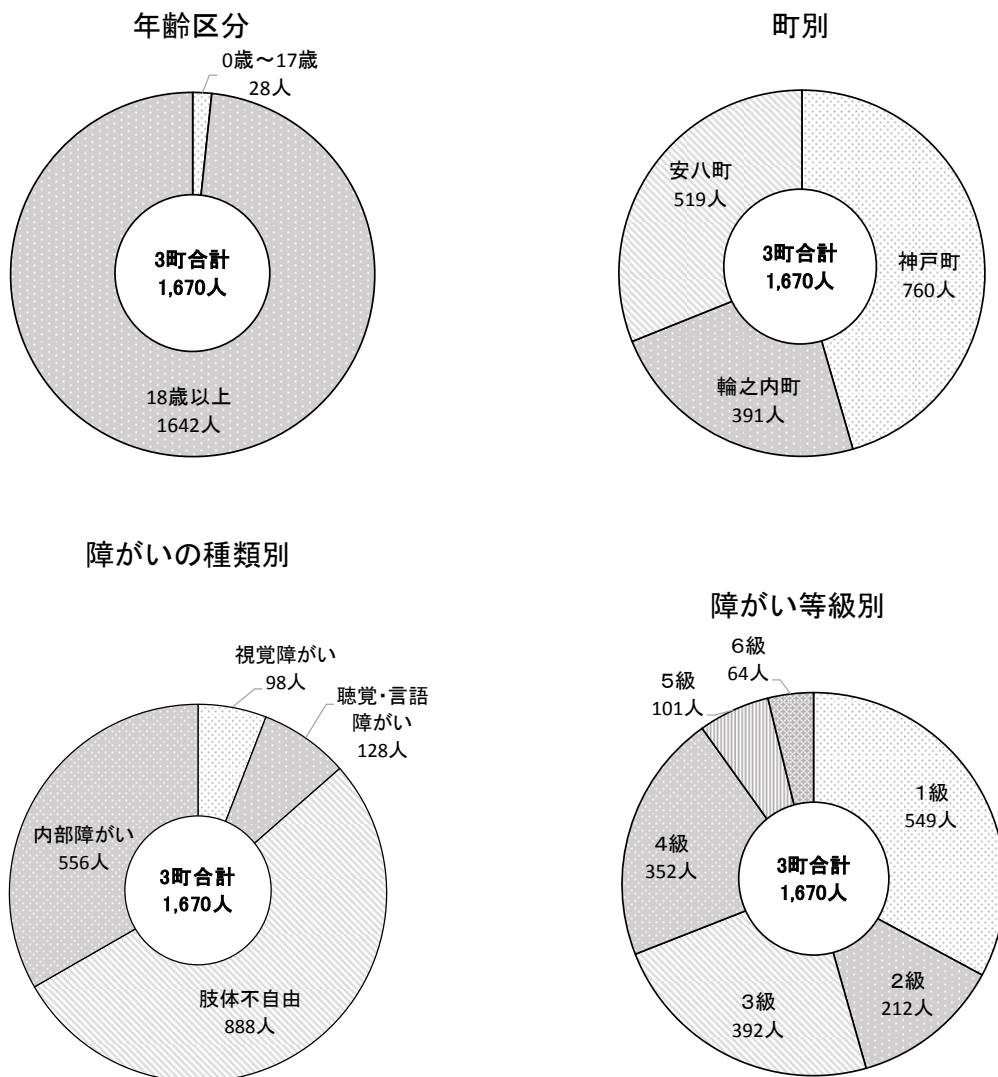
・平成32年度の障害者数見込み量計算手順

- ① (A)現在の障がい者数の割合=平成25年各種障害者数÷平成22年度国勢調査人口
- ② (B)増加率=(平成22年各種障害者数－平成25年度各種障害者数)÷平成25年度各種障害者数
- ③ (C)割合の増加の見込み=(A)現在の障がい者数の割合×(B)増加率
- ④ (D)平成32年度障がい者割合見込み=(A)現在の障がい者数の割合+(C)割合の増加の見込み
- ⑤ (E)障がい者見込み人数=(D)平成32年度障がい者割合見込み×平成32年人口見込み数

2. 目標年度の身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は平成26年3月末現在、神戸町723人、輪之内町405人、安八町543人の計1,671人です。前年1,780人に比べて減少していますが、今後、超高齢化社会が進行する中で、人口減少もあるため、目標年度はほぼ現状に近い1,670人と推計しました。

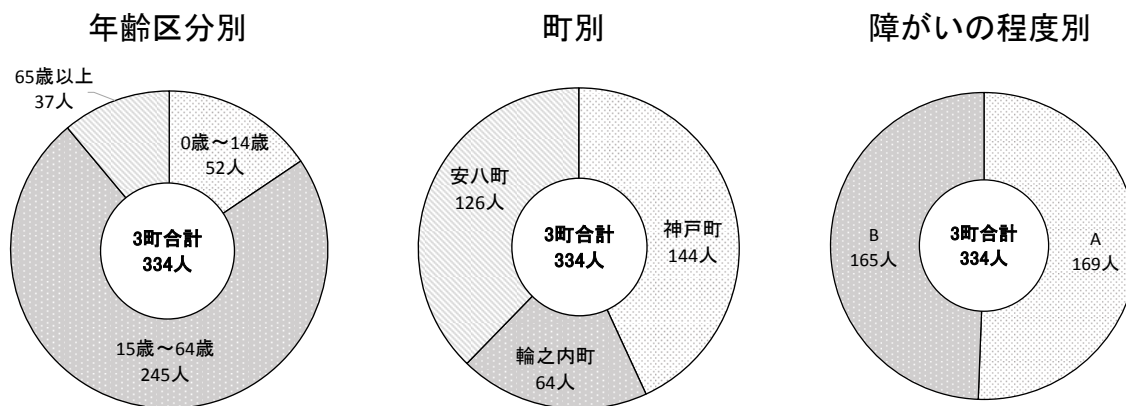
図4-1 目標年度(平成32年度)の身体障害者手帳所持者数



3. 目標年度の療育手帳所持者数

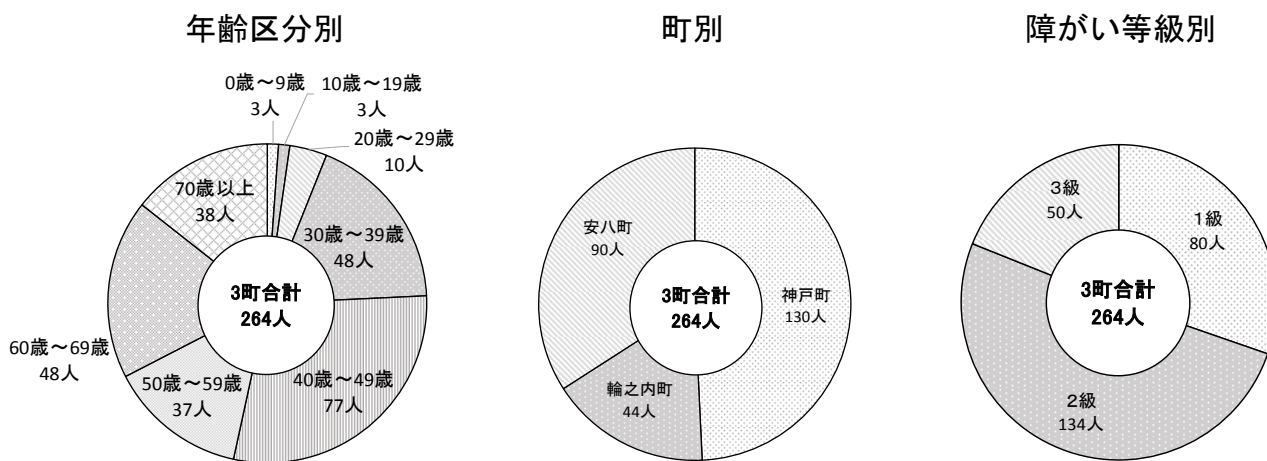
目標年度の療育手帳所持者数は、過去8年の「増加見込率」を用いて推計しました。

図4-3 目標年度(平成32年度)の療育手帳所持者数



4. 目標年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数

図4-4 目標年度(平成32年度)の精神障がい者保健福祉手帳所持者数



5. 発達障がいのある人

文部科学省が平成24年に実施した調査では、知的発達に遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難を示すと担任教師が回答した児童生徒の割合は、学習面か行動面で著しい困難を示す6.3%、学習面で著しい困難を示す4.5%、行動面で著しい困難を示す2.9%、学習面と行動面ともに著しい困難を示す1.2%でした。学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど通常の小中学校に在籍していて特別な教育的支援を必要とする子どもたちの実態は、増加、潜在化、深刻化が進んでいるとみられます。今後、さらに顕在化してくる可能性があり、支援の拡充が求められています。

6. 高次脳機能障がいのある人

高次脳機能障がい者は全国に数十万人いると推計されながらも「隠れた障がい」ともいわれ、実態把握が難しいケースが多く、高次脳機能障がい者の社会復帰（就労・就学）のためには、障がいがあることに早期に気づき、医療、生活訓練、職業訓練等の支援サービスが適切に提供されることが重要です。安八郡としても引き続き実態把握に努めていきます。

7. 難病患者等

難病の中で、医療費の公費負担の対象になるのは、ベーチェット病、多発性硬化症などがあり、平成27年1月1日より56疾病から110疾病に拡大されました。

また、小児慢性特定疾病についても平成27年1月1日より514疾病から704疾病に拡大されました。難病患者の中には、65歳以上の人や身体障害者手帳等を所持している人もいるとみられ、実数やニーズの把握が困難な面はありますが、引き続き実態の把握に努めます。

第5章 施策の体系と分野別の主要課題

本計画の基本理念は、「安心して共に暮せる地域社会づくり」です。岐阜県の障がい者総合支援プランにおける岐阜県の基本目標である『障がいのある人が安心して暮らせる「人にやさしい岐阜県づくり」』に呼応した形になっています。

障がい者が住み慣れた地域で安心して共に暮せる社会を実現していくためには、障がい者への福祉サービスを向上させるとともにそれぞれの分野、関係機関が連携をしながら、施策を進めていくことが求められます。

分野別の取組では、時代の変化や障がい者のニーズを的確にとらえて、施策を円滑に進めていくことが重要です。施策の体系は次のとおりです。

1. 施策の体系

(1) 安心して暮らせる社会づくり

- (ア) 障がい者の人権尊重と心のバリアフリー
 - ① 障がいを理由とした差別解消、虐待の防止
 - ② 相互理解を深める教育の推進
 - ③ 障がい者の権利・利益の保護
- (イ) 福祉を支える地域社会の構築
 - ① 地域での支え合い活動の発展支援
 - ② ボランティア活動の促進
- (ウ) 福祉のまちづくりの推進
 - ① ひとにやさしいまちづくりの推進
 - ② 安全な移動、交通対策の推進
- (エ) 身近な相談支援体制の確立
- (オ) 情報環境の整備
 - ① 情報バリアフリー化の推進
 - ② 意思疎通支援の充実
- (カ) 安全な暮らしの確保（防災・防犯対策）
- (キ) 福祉人材の確保支援と人材の質の向上

(2) 社会参加への支援の充実

- (ア) 教育の充実
- (イ) 雇用・就労の促進
 - ① 障がい者の一般就労拡大プロジェクトの推進
 - ② 福祉的就労の充実
- (ウ) 外出や移動の支援
- (エ) 障がい者スポーツ、芸術・文化活動の支援
 - ① 障がい者スポーツの振興
 - ② 障がい者の芸術・文化活動の振興

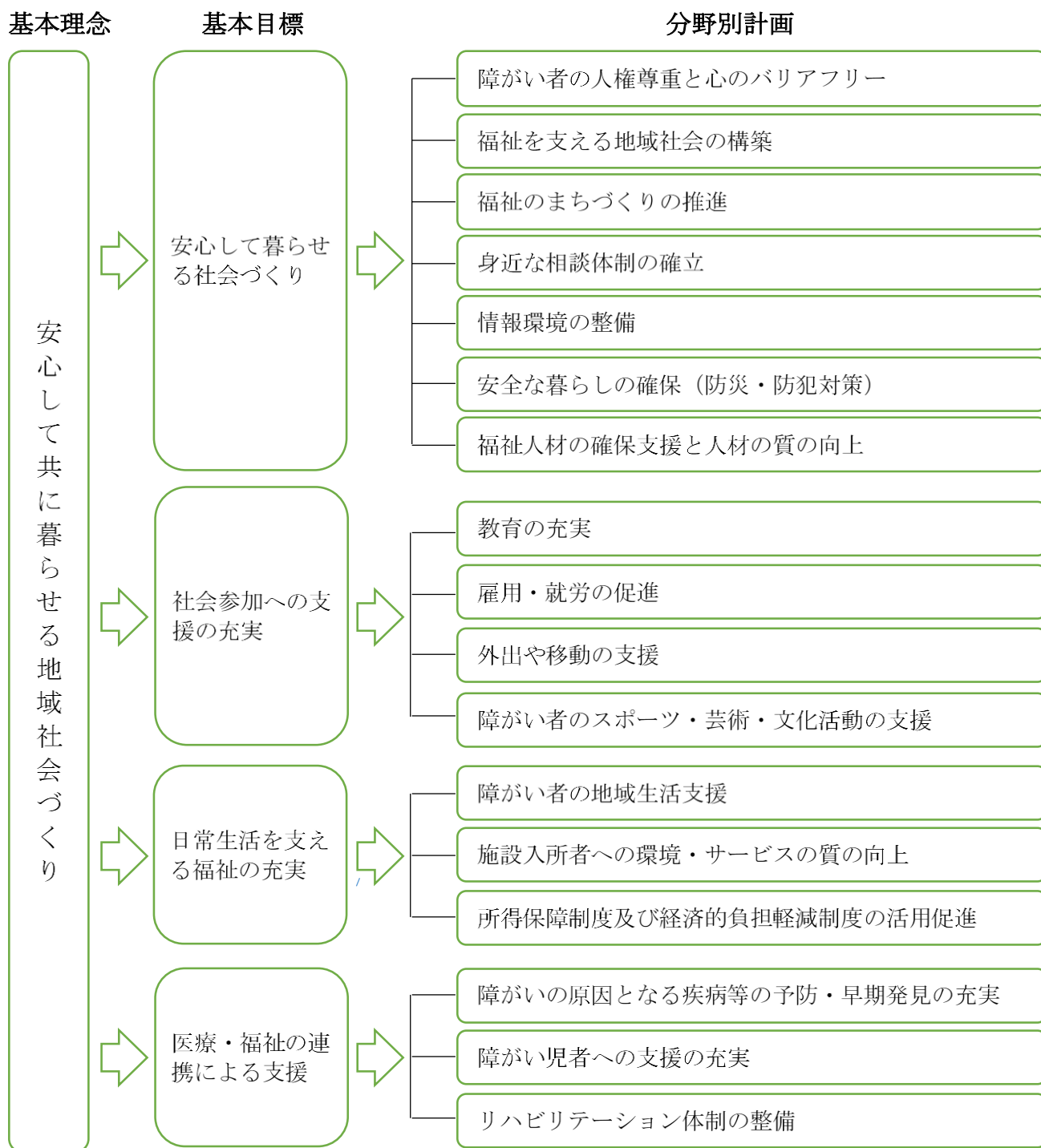
(3) 日常生活を支える福祉の充実

- (ア) 障がい者の地域生活支援
 - ① 親亡き後の住まいの場の確保と地域生活移行支援
 - ② 入院中の精神障がい者の地域移行支援
- (イ) 施設入所者への環境・サービスの質の向上
- (ウ) 所得保障制度及び経済的負担軽減制度の活用促進

(4) 医療・福祉の連携による支援

- (ア) 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見の充実
- (イ) 障がい児者への支援の充実
 - ① 保健・医療体制の充実
 - ② 療育体制の充実
 - ③ 重症者（重症心身障害者、難病者等）支援の充実
 - ④ 発達障がい児者支援の充実
- (ウ) リハビリテーション体制の整備

2. 施策の体系図



3. 分野別の主要課題

障がい者が住み慣れた地域で安心して共に暮せる社会を実現していくためには、それぞれの分野で、関係機関が連携をしながら、施策を進めていくことが求められます。

分野別取組は、時代の変化や障がい者のニーズを的確にとらえて、施策を円滑に進めていくため、テーマごとの主要課題を整理しました。

(1) 安心して暮らせる社会づくり

障がい者が地域で安全な環境の中で安心して生活するためには、建築物等のバリアフリー化や誰もが暮らしやすい福祉のまちに対する住民の理解を深めるとともに、関係機関の連携による障がい者が相談しやすい体制づくり、障がい者に情報が伝わるよう情報発信のあり方に配慮、災害時の誘導や避難所での円滑な支援に努めます。

障がいを理由とした差別の解消を目的として「障害者差別解消法」に基づく基本方針として行政機関や事業者が講ずべき措置に関する基本事項が定められました。平成28年4月の法の本格施行に向けて県や市町村は具体的な対策を進める必要があります。そのためには市町村等相談窓口の職員や障害福祉サービス事業者の研修、広報事業による「心のバリアフリー」を推進していきます。

また、子どもの頃からの障がいへの理解を深め、啓発活動や地域での交流、ボランティアの促進などに取り組みます。

(2) 社会参加への支援の充実

近年の傾向として特別支援学校・特別支援学級に通う児童生徒が増加し、障がいの多様化、重複化が進んでいます。障がいのある幼児や児童生徒が就学期から卒業まで、地域の中で力強く生きていくことができるよう、一人ひとりに応じた教育が必要で、これらに対応するためには、教員の質向上が求められています。

また、雇用や就労の機会を拡充するため、職場実習や企業内作業学習の開発など職業教育、福祉的就労、移動支援などの充実を図る必要があります。

障がい児(者)の社会参加については、障がい者スポーツの振興や芸術や文化活動を通じた社会参加も促進することによって、障がい者への理解と認識を深めていくよう努めます。

(3) 日常生活を支える福祉の充実

障がい者を地域が受け入れて、生活を支援していくことは共生社会実現の第1歩ですが、障がい者及び保護者にとっては、親亡き後の住まいや生活の場が確保されるかどうか、大きな不安があります。福祉サービスを充実させ、生活の不安の解消に努めるとともに、地域生活に移行できるよう支援し、グループホームへの住民の理解を促進します。

精神障がい者の地域移行のための関係機関の連携、支援の充実を図る必要があります。施設入所者へのサービスや経済的負担の軽減など制度の周及び利用促進に努めます。

(4) 医療・福祉の連携による支援

障がいの原因となる疾病等予防や早期発見、治療体制など、質の高い保健・医療の提供が求められています。妊娠・出産から新生児・幼児に至る過程での疾病の早期発見が障がいの軽減などにつながることから、保健、医療、福祉等の連携を図りながら、一層の保健施策の充実に努めます。障害児（者）の発達支援は医療と福祉の連携しながら、地域療育体制、支援体制の充実に努めます。

また、難病患者支援及びリハビリテーション体制の充実は、ボランティアや地域住民を含めた社会全体での地域リハビリテーション体制を推進していきます。

第6章 分野別計画

福祉サービスや事業は障がい者の多様なニーズに応じて計画、実施されています。分野別計画の主な具体的な取組は次のとおりです。

1. 安心して暮らせる社会づくり

(1) 障がい者の人権尊重と心のバリアフリー

(ア) 障がいを理由とした差別解消、虐待の防止

- ① 障がいのある人に対する差別や偏見の解消、虐待防止を図るため積極的な広報・啓発に努めます。
- ② 障がい者支援の機会をとらえて行政、障がい者団体、民間団体などが連携して啓発活動に努め、住民の理解を深めていきます。

(イ) 相互理解を深める教育の推進

- ① 特別支援学校等と地域の幼稚園、保育所、小中高等学校との交流などの推進に努めます。
- ② 学校教育における福祉教育の推進…幼い時から福祉の心を育てることが大切で、学校で障がい者福祉に関わる教育が進められるよう支援していきます。
- ③ 放課後児童クラブの障がい児受け入れに努めます。
- ④ 地域ぐるみでの福祉学習の取り組みなどを支援します。

(ウ) 障がい者の権利・利益の保護

- ① 判断能力が十分でない方の財産や権利を擁護する体制の充実に努めます。また、成年後見制度についても一層の周知を図ります。
- ② 利用者からの苦情や意見の中には福祉サービスの向上につながる情報が含まれていると考え、情報収集、課題解決に努めます。

(2) 福祉を支える地域社会の構築

(ア) 地域での支え合い活動の発展支援

- ① 交流活動などを通して、支え合い意識の一層の向上に努めます。

(イ) ボランティア活動の推進

- ① 積極的なボランティア活動、情報提供体制の充実のため広報活動を行います。
- ② 地域ボランティアのリーダーの発掘と育成に努めます。

(3) 福祉のまちづくりの推進

(ア) ひとにやさしいまちづくりの推進

- ① 安全に配慮した公共建築物の整備、新施設のバリアフリー化を進めます。
- ② 車いす対応、障がい者をはじめ誰にでも分かりやすい標識・表示を推進します。
- ③ 民間建築物の整備について、バリアフリー化を建築主に助言します。

(イ) 安全な移動、交通対策の推進

- ① 交通施設等の整備では、鉄道駅舎のバリアフリー化を事業者に働きかけていきます。
- ② 道路・歩道等の整備をはじめ、歩行者や自転車などの安全性に配慮し、障がい者に優しい道路基盤整備を推進していきます。

(4) 身近な相談支援体制の確立

- ① 行政と事業所間のネットワークを一層強化し、相談体制の充実に努めます。
- ② 障がい福祉担当課・保健センターにおいて、身体に障がいのある人の在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や情報提供などを行います。障がいの種類、程度などに応じて本人や保護者の相談に対応していきます。
- ③ 相談支援専門員同士が情報を共有できるよう、働きかけていきます。

(5) 情報環境の整備

(ア) 情報バリアフリー化の推進

- ① 障がいの特性に応じた各種研修事業やパソコン関連機器の利用を支援していきます。
- ② 日常生活用具における情報関連機器の周知に努めます。

(イ) 意思疎通支援の充実

- ① 行政情報発信に点字、音声版化等を推進し、障がいのある人のコミュニケーションを支援していきます。
- ② 手話通訳者の養成、確保に努めます。聴覚障害者情報提供施設の設置を岐阜県に働きかけていきます。

(6) 安全な暮らしの確保（防災・防犯対策）

- ① 町と福祉関係者が連携し、災害時要支援者の安否確認、避難所での配慮など地域ぐるみの防災対策を推進していきます。
- ② 地域住民、警察署とのネットワークで、障がいがある人に対する防犯知識、防犯システムの普及に努めます。

(7) 福祉人材の確保支援と人材の質の向上

- ① 理解を促進して、福祉人材の確保及び専門的人材の養成に努めます。
- ② 研修等による人材の質の向上をめざします。

2. 社会参加への支援の充実

(1) 教育の充実

- ① 特別支援教育環境の整備について働きかけていきます。
- ② 発達障がいのある人の支援のため県などと連携して支援体制を整備します。
- ③ 発達障がいのある児童生徒に対して、教員自身が専門性を高め、課題に取り組めるよう、働きかけていきます。
- ④ 地域の就労支援ネットワークを活用しながら、職業教育の充実を図ります。

(2) 雇用・就労の促進

(ア) 一般就労の拡大

- ① 障がいのある人ができる限り一般雇用に就くことができるよう、公共職業安定所等関係機関と連携して、事業者に対して雇用拡大を啓発していきます。
- ② 事業者及び西濃圏域市町と連携して、就労を希望する障がいのある人が必要な訓練を受けられるよう、就労移行支援を推進していきます。
- ③ 町は率先して障がい者雇用率達成に努めます。また、障がいの種類、程度、能力に応じた就労形態について検討していきます。
- ④ 福祉的就労の場での自立訓練や就労移行支援の機能を強化します。
- ⑤ 一般就労が困難な障がいのある人のため、事業者、近隣の市町村と連携して支援します。
- ⑥ 物品の購入や役務の提供などについて、優先調達を実施して官公庁の受注機会を拡充する取組みを進めます。

(3) 外出や移動の支援

- ① 障がいのある人が外出する機会を確保するため、同行援護事業を促進します。
- ② 障がいのある人の自動車による移動を支援するため、自動車免許取得や自動車改造等の助成事業の周知を図ります。
- ③ 公共施設はもとより、民間施設において身体障害者補助犬の同伴を拒否されないよう、広報、啓発に努めます。

(4) 障がい者スポーツ、芸術・文化活動の支援

(ア) 障がい者スポーツの振興

- ① 2020年東京オリンピック・パラリンピックを好機として、障がい者スポーツの振興大会の支援、指導者、審判員の養成、スポーツ教室の推進に努めます。
- ② 障がい者スポーツの普及を図るため、障がい者スポーツを行う人の裾野を広げる取り組みを検討します。

(イ) 障がい者の芸術・文化活動の振興

- ① 文化・レクリエーション活動機会の拡充に努め、障がいのある人が参加する展覧会、芸術祭等を支援します。生涯学習、文化活動の場を確保し活動を支援します。
- ② 文化施設等での活動にあたり、図書館に点字本、大活字本、録音テープ、手話入りビデオテープを置くなど環境整備に努めます。

3. 日常生活を支える福祉の充実

(1) 障がい者の地域生活支援

(ア) 親亡き後の住まいの場の確保と地域生活移行支援

- ① 安八郡障害福祉計画に基づき、訪問系サービス、日中活動系サービス及び短期入所について、計画におけるサービス見込みに応じたサービス量の確保と質の向上に努めます。
- ② 障がい者の地域での居住の場であるグループホームの量的、質的な充実に努めます。
- ③ 障がい者の地域での生活を念頭に置き、社会生活力を高めるための援助技術の向上を図り、障がい者の意向を尊重した地域生活への移行を促進します。

(イ) 入院中の精神障がい者の地域移行支援

- ① 入退院支援活動の実施及び退院支援体制整備等を行い精神障がい者の地域移行を支援します。
- ② 関係機関と連携して、回復した障がい者が地域生活に移行できるよう支援の方策を検討していきます。

(2) 施設入所者への環境・サービスの質の向上

- ① 入所施設は「住まい」という考えの普及に努めます。また、施設の個室化等やサービスの質的向上を目指します。
- ② 障がい者の高齢化が進み、医療的なケアが必要な障がい者が増える中で、施設における医療行為の方向性、対策などの検討について、関係機関と連携していきます。

(3) 所得保障制度及び経済的負担軽減制度の活用促進

- ① 障がい者の所得保障のため、障害年金等の公的年金制度や特別障害者手帳等の各種手当制度の充実を国・県に働きかけます。
- ② 経済的負担軽減制度の利用促進のため、制度の周知を図っていきます。

4. 医療・福祉の連携による支援

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見の充実

- ① 安全な分娩と障がい予防の観点から、妊婦への健康教育、保健指導等母子保健事業の充実に努めます。
- ② 生活習慣病の予防と早期発見をめざして健康診査の充実と受診率の向上に努め、脳血管障がい、心臓疾患などの疾病の予防に努めます。
- ③ 本人と保護者にとって大きな不安を抱える時に、医療・保健、福祉サービスについての情報提供や精神的な支援などを充実していきます。
- ④ 心の健康づくりを推進するため、学校、職場、地域における心の健康に関する相談カウンセリング等の提供機会の充実に努めます。

(2) 障がい児者への支援の充実

(ア) 保健・医療体制の充実

- ① 効果的な在宅医療の実現に向けて、保健・医療・福祉の連携により、医療機関から継続して訪問看護等が行えるよう努めます。
- ② 医療機関での機能訓練が終了したが、引き続き訓練が必要な人や家に引きこもりがちな高齢者等を対象にした機能訓練事業の充実を図ります。
- ③ 障がいのある人の心身機能の維持、向上が図られるよう、ばらの里（神戸町）、安八温泉保養センター（安八町）などの介護予防施設、健康増進施設の利用を促進し、施設の活用を研究します。

(イ) 療育体制の充実

- ① 地域療育システムの推進に努めます。
- ② 医療機関、保育所・幼稚園（幼児園）、療育機関、学校等が連携して身近な地域で支援を提供でき体制を検討します。

(ウ) 重症者（重症心身障害者、難病者等）支援の充実

- ① 在宅の難病患者の生活の質向上と療育生活支援を目的に、相談体制の充実に努めます。
- ② 高次脳機能障がいに対する相談支援体制の充実に努めます。

(エ) 発達障がい児者支援の充実

- ① ライフステージに応じた切れ目のない支援に努めます。

- (オ) 圏域内の市町、医療機関、障害福祉サービス事業所、ハローワーク、学校等が連携して支援体制整備に向けた検討を進めます。
- (カ) 発達障がい児者の支援を行う者の資質向上と関係機関のネットワーク構築につながる人材育成をめざします。

(3) リハビリテーション体制の整備

- ① リハビリテーション体制の充実を図ります。障がいを軽減し、障がいのある人の自立を促進するため、リハビリテーション医療、保健福祉施設等の体制の充実に努めます。
- ② 訪問看護・訪問リハビリテーションの充実のため、看護師、理学療法士等が家庭を訪問しての看護やリハビリテーションについて医療機関と連携して推進します。
- ③ 人材確保を含めて地域リハビリテーションの充実に努めます。
- ④ 回復過程に応じた療養場所の確保など、医療機関との連携による体制づくりを検討します。
- ⑤ 音楽を聴いたり、歌ったり、楽器を演奏する中で楽しみながら障がいの回復、機能の維持、生活の質向上を図っていくものや、安らぎ、癒し効果があるとされる園芸福祉などを関係事業に取り入れることを検討します。

資料編

1. 安八郡障がい者自立支援協議会設置要綱
2. 同支援協議会委員名簿
3. 第4期障害福祉計画作成経過
4. 用語解説

1. 安八郡障がい者自立支援協議会設置要綱

(設 置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業をはじめとする障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、安八郡障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を安八郡3町で共同設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 安八郡障害者計画及び安八郡障害福祉計画の作成、点検及び評価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組 織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから15名以内の委員をもって組織する。

- (1) 福祉・保健・医療の関係者
- (2) 民間企業の関係者
- (3) 障がい福祉事業の従事者
- (4) 障がい者団体の代表者
- (5) 相談支援事業者等の代表者

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。副会長は会長が指名する。

3 会長は協議会を代表し、会議を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(部 会)

第7条 協議会は、具体的な課題や協議事項を検討するため、各町自立支援部会を設置する。

2 部会の運営に必要な事項は、各町が別に定める。

(秘密保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶 務)

第9条 協議会の庶務は、神戸町、輪之内町及び安八町が建制順に担当し、障がい福祉担当課において処理する。

2 庶務の任期は2年とする。

(委 任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年2月19日から施行する。

2 安八郡障がい者施策検討委員会設置要綱（平成18年8月25日施行）は、廃止する。

3 協議会設立後初めて選任される委員の任期については、第4条の規定にかかわらず平成23年3月31日までとする。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱の改正後最初に庶務を担当する町は、安八町とする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2. 安八郡障がい者自立支援協議会委員名簿

(安八郡障害者計画・障害福祉計画策定委員名簿)

自 平成 25 年 4 月 1 日

至 平成 27 年 3 月 31 日

区 分	役 職 名	氏 名
福祉・保健・医療の関係者	安八郡医師会長	◎岩田 雅人
	神戸町民生委員児童委員協議会長	日比野悠紀
	輪之内町民生委員児童委員協議会長	小林 洋子
	安八町民生児童委員協議会長	説田 正清
民間企業の関係者	東レ（株）岐阜工場総務課長	大河内克純
障がい福祉事業の従事者	神戸町社会福協議会事務局長	羽賀 昭雄
	輪之内町たんぼぼの里管理者	中島 修
	安八町ひかりの里所長	加藤 正人
障がい者団体の代表者	身体障害者福祉協会安八郡支部長	○野村 宗司
	神戸町心身障害者育成会長	太田 ひとみ
	輪之内町たんぼぼの会代表	岩津 さち子
	安八町障がい児者育成会長	渡邊 友子
相談支援事業者等の代表	相談支援事業所せせらぎ相談支援専門員	西川 真美
	相談支援事業所ゆう相談支援専門員	橋本 聖子
	西濃障がい者就業・生活支援センター	山下 美智恵

※◎会長 ○副会長

※平成26年9月現在

3. 第3次安八郡障害者計画・第4期安八郡障害福祉計画作成経緯

年 月 日	会 議 名 等	内 容
平成 26 年 3 月	計画策定に係るニーズ調査結果報告書を公表	
平成 26 年 9 月 5 日	第 1 回安八郡障害者計画・障害福祉計画策定委員会を開催	計画の概要、策定スケジュールを確認
平成 26 年 12 月 2 日	第 2 回安八郡障害者計画・障害福祉計画策定委員会を開催	第 3 次安八郡障害者計画案、第 4 期安八郡障害福祉計画案について審議
平成 27 年 1 月 15 日～28 日	パブリックコメントを実施	3 町のホームページ等で、第 3 次安八郡障害者計画、第 4 期安八郡障害福祉計画の各素案を公表。岐阜県及び住民から意見を聴取
平成 27 年 2 月 16 日	第 3 回安八郡障害者計画・障害福祉計画策定委員会を開催	第 3 次安八郡障害者計画案、第 4 期安八郡障害福祉計画を確定

4. 用語解説

【障害者福祉の用語解説】

〔あ行〕

アウトリーチ 医療・福祉関係者が直接出向いて心理的なケアとともに必要な支援に取り組むこと。

アスペルガー症候群 発達障害を参照

1歳6か月児健康診 母子保健法第12条に基づき、満1歳6か月を超え2歳に達しない幼児を対象に市町村が実施する健康診断のこと。身体の発育、精神発達、社会的発達（対人関係等）の成長発達を把握するとともに、障がいの早期発見を行い適切な支援につなげるとともに、虫歯予防、栄養、生活習慣、育児などの相談・指導を行い、健康の保持増進と育児支援を目的に実施されている。

一般就労 通常の雇用形態のことで、労働基準法および最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労をいう。「福祉的就労」に対する用語として使用される。

ADHD 注意欠陥多動性障害のこと。発達障害の項を参照。

〔か行〕

介護福祉士 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく国家資格。身体上または精神上の障害により日常生活を営むのに支障のある者に、専門的知識及び技術をもって入浴・排せつ・食事その他の介護、指導を行う福祉の専門職。

介護保険制度 加齢に伴う疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を必要とする人等について、必要な介護サービスを提供する社会保険制度。

学習障害 発達障害の項を参照

相談支援センター 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務（身体障がい、知的障がい、精神障がい）及び成年後見制度利用事業を実施する施設。市町村又は市町村から委託を受けた団体が設置できる。

緊急通報装置設置事業 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、身体障害者手帳1～3級のひとり暮らしの人および要介護者のいる高齢者のみの世帯を対象にした緊急通報の無料装置を設置。対象者が胸のペンダントか電話機の非常ボタンを押すと、消防署等に通報され、協力員に連絡が入り、緊急対応を行う。

ケアマネジメント 障がいのある人が地域で生活するため、障がいのある人一人ひとりの生活ニーズに応じて、地域に散在する福祉・保健・医療・教育・就労等のサービスを適切に組み合わせて、一体的・総合的に提供するための手法。

計画相談支援 「サービス利用支援」及び「継続サービス利用支援」をいい、「サービス利用支援」とは、障がいのある人等の心身の状況、置かれている環境を勘案し、「サービス等利用計画案」を作成・変更を行うことをいう。また、「継続サービス利用支援」とは、支給決定を受けた障がいのある人、障がいのある子ども等について、サービス支給決定の有効期間内において、利用状況を検証し、状況に応じ便宜を供与することをいう。

権利擁護 自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害のある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

後見支援センター 知的障がい・精神障がい・認知症などにより、自己決定能力に不安がある人達に対する権利侵害に係る相談に応じ、また、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを支援する。障がいのある人本人の自己決定を尊重し、社会の一員として普通に暮らし活動することが可能となる。

高次脳機能障害 病気や事故などの原因で脳が損傷されたことにより、言語・思考・記憶行為・学習・注意などに障がい起きた状態。身体障害又は器質性精神病等を併せ持たない限り、現行の障がい者の定義に当てはまらない。

子育て支援センター 保育士等の支援スタッフが小学校入学までの親子を対象に交流や子育てに関する支援・相談を行う。

個別の移行支援計画 個別の教育支援計画の一形態で、職業教育や進路指導の充実を図るとともに、生徒一人一人の自立と社会参加を支援するため、学校と労働機関、民間企業等が連携・協力して作成する計画。

個別の教育支援計画 障がいのある幼児児童生徒の一人一人を関係機関（教育、医療、福祉、労働等）が連携して効果的に支援するための計画。

〔さ行〕

災害時要援護者 災害時に、必要な情報を迅速かつ的確に把握して自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人。

作業療法士 理学療法士及び作業療法士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。医師の指示の下に、身体又は精神に障がいのある人に、手芸工芸、その他の作業を行わせ、主としてその作業能力や社会適応能力の回復を図ることを業務内容とする専門医療従事者。

3歳児健康診査 母子保健法第12条に基づき、満3歳を超え4歳に達しない幼児を対象に市町村が実施する健康診断。身体の発育、精神発達、社会的発達（対人関係等）の成長発達を把握するとともに、障がいの早期発見を行い適切な支援につなげるとともに、虫歯予防、栄養、生活習慣、育児などの相談・指導を行い、健康の保持増進と育児支援を目的に実施。

指定障害児相談支援事業 障がいのある子どもに係る通所サービスの利用に係る相談、障害児支援利用計画を作成・変更する。

障害者総合支援法（通称）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が正式名称。地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律。平成 24 年 6 月に参議院にて可決・成立、同月 27 日に公布され、平成 25 年 4 月 1 日に施行された。「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障がい者の定義に難病等を追加し、平成 26 年 4 月 1 日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施された。

児童発達支援センター 施設の有する専門的機能を生かし、地域の障がいのある子どもやその家族への相談、障がいのある子どもを預かる施設への援助・助言を併せて行う地域の中核的な療育支援施設。

視能訓練士 視能訓練士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。医師の指示の下に、両眼視機能に障がいのある人に両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行う専門医療従事者。

自閉症 発達障害を参照

社会福祉士 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく福祉専門職の国家資格。専門的な知識や技術を用いて、身体上もしくは精神上の障害又は環境上の理由により日常生活に支援を必要とする者の相談に応じ、指導や援助を行う社会福祉の専門職。

重症心身障害児（者）通園事業 在宅の重症心身障害児（者）に対し、通園の方法により日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等を行うことにより、運動機能等の低下を防止するとともにその発達を促し、併せて保護者等に家庭における療育技術を習得させる事業。

手話通訳 言語・聴覚に障がいのある人のコミュニケーション手段の一つである手話を用いる通訳。

障害者権利条約 2006年12月に国連総会で採択された条約。障がい者の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障がい者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとること等を定め、国は2007年9月に署名。2008年5月3日に発効された。

障害者高等技術専門校 職業能力開発促進法に定める職業能力開発校の1つであり、職業人として自立を目指す障がいのある人に、各人の能力に応じた職業訓練を行う。

障害者週間 国民の間に広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、12月3日から12月9日までの一週間を「障害者週間」として平成7年度に設けた。

障害者就業・生活支援センター 障害者雇用促進法に基づく施設。就業を希望する障がいのある人に対して、就職するための相談支援や生活支援を一体的に実施する。

障害支援区分 障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害のある人の心身の状態を総合的に表す区分。市町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つで、区分1（要支援）から区分6（要介護5）までである。

障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン 障がいのある人の情報バリアを解消し、知る権利を保障するという観点から、コミュニケーションに障がいのある人の情報保障を確保するため、県民サービスとして、県の各機関が行うべき配慮の指針。平成21年12月に作成し、県の各機関が実践する際、これに沿った対応をするよう努めることとしている。

小規模(福祉)作業所 障がいのある人、親、ボランティア等で運営されている地域密着型の福祉施設。就労や日中活動の場の提供、日常的な相談支援や情報提供など、様々な機能を果たしている。障がい者自立支援法施行前のものは、地域活動支援センター等に移行したものが多く。

ジョブコーチ（職場適応援助者） 障がいのある人が実際に働く職場において、障がいのある人、事業主、障がいのある人の家族に対して職場定着に向けたきめ細やかな人的支援を行う者。

自立支援医療 障がいのある人等に対し、その心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療。身体障がいのある人が機能障がいを軽減又は改善するための医療（旧更生医療）、身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童に対する医療（旧育成医療）、精神に障がいのある人が精神疾病の治療に対する医療（旧精神通院医療）などがある。

自立支援協議会 市町村が設置する地域自立協議会は、相談支援事業の中立・公平性の確保及び相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し中核的役割を果たす協議の場として設置されるもので、具体的には困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議等を行う。

身障害者扶養年金 心身に障がいがあるため、独立自活することが困難な者を扶養している保護者が、その生存中毎月一定の掛金を拠出し、万一のことがあった場合、後に残された心身障がい者に終身一定額を給付する年金。地方公共団体（道府県・政令指定都市）が実施主体であるが、その地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を独立行政法人福祉医療機構が保険して運営されており、事実上全国一本の制度となっている。

身体障害者相談員 身体障害者福祉法に基づいて、身体障がいのある人の福祉の増進を図るため、相談に応じるとともに必要な援助を行う者。

身体障害者手帳 身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障がいのある人に対し、申請に基づいて障がい程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として都道府県知事が交付。各種援護施策の基本となっているとともに、税の控除・減免やJR運賃の割引等を受けることができる。

障害等級 障がいの程度（肢体の場合）

- 1級 両上肢又は両下肢の喪失、座位不能
- 2級 両上肢又は両下肢の機能障害、立位不能
- 3級 片上肢の機能障害、片下肢の機能喪失
- 4級 親指・人差指の機能喪失、片下肢の機能障害
- 5級 関節の機能障害、体幹の機能障害
- 6級 親指の機能障害、足関節の機能障害

生活訓練事業 施設入所者に地域での自立生活に必要な基本的生活の知識・技術を一定期間集中して個別指導を行うことにより、知的障がいのある人の社会参加の円滑化を図る事業。特に施設外で行われる自活訓練事業は、施設に籍を置いたまま、グループホームと同様の生活が送れるため、施設から地域への円滑な移行に際し有効な仕組みとなっている。

精神障害者保健福祉手帳 精神に障がいのある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳。

障害等級 精神障害の状態

- 1級 精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 2級 精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 3級 精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

成年後見制度 知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行なう代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

成年後見制度利用支援事業 知的障がいのある人や精神障がいのある人のうち判断能力が不十分な者について、障がい者福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用を支援する事業。市町村地域生活支援事業（相談支援事業）。

相談支援事業 障害者自立支援法に基づき市町村及び市町村が委託した相談支援事業者等が実施する事業。障がい者の福祉や生活支援等に係る相談支援、福祉サービスの利用に伴う情報提供、相談、ケア計画の作成、事業者の紹介やサービス調整等の援助を行う。また、個別給付として、重

度や地域生活に移行した障がいのある人に対するサービス利用計画の作成、利用に伴うモニタリング等の総合的な支援を行なうサービス利用計画作成がある。

ソーシャルワーク 社会福祉の制度などのもとで、人々が社会生活上の課題を自ら解決し、豊かな暮らしを可能にすることを旨とするために、福祉の専門技術や知識をもつソーシャルワーカーによって展開される実践活動及び援助技術の総称。代表的なものとしてケースワーク（個別援助技術）、グループワーク（集団援助技術）、コミュニティワーク（地域援助技術）などがある。

〔た行〕

ダウン症 染色体異常による先天的障がいで、知能障がい、特定の顔貌、手指の異常、心疾患などを伴うことが多い。

多機能型トイレ 車いす利用の障がいのある人はもとより、オストメイト（人工肛門、膀胱保有者）も利用できる洗浄シャワーや排出処理、ベビーシートが整備され、妊婦や乳幼児連れの人なども利用できるトイレ。

地域活動支援センター 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進など、地域の実情に応じて市町村ごとに柔軟に実施できる事業。地域生活支援事業。

地域相談支援 「地域移行支援」及び「地域定着支援」を言い、「地域移行支援」とは、障害者支援施設等に入所している障がいのある人または、精神科病院に入院している精神障がいのある人について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行うことをいう。また、「地域定着支援」とは、居宅において单身等の状況で生活する障がいのある人について、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、緊急の事態などに相談等の便宜を供与することをいう。

地域包括支援センター 高齢者に関する総合的な相談窓口、介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業、包括的・継続的なケアマネジメントの支援等の介護保険法の定める地域支援事業を行う機関。

知的障害者相談員 知的障害者福祉法に基づいて、知的障がいのある人の福祉の増進を図るため、知的障がいのある人又はその保護者の相談に応じるとともに必要な援助を行う者。

注意欠陥多動性障害（ADHD：Attention-Deficit Hyperactivity Disorder） 発達障がいの項を参照

駐車禁止除外指定車標章 道路交通法に基づき、公安委員会が、駐車禁止規制が行われている公道において、その規制の対象から除外する車両に交付するもの。

聴覚障害者情報提供施設 聴覚障害者用字幕(手話)入りDVD等ビデオカセットの製作及び貸出事業を主たる業務とし、併せて手話通訳者の派遣、情報機器の貸出等コミュニケーション支援事業及び聴覚障害者に対する相談事業を行う施設。

デイサービス デイサービスセンターに通い、創作活動や軽作業、日常生活訓練等を行うことにより、

地域で自立しようとするのを支援するサービス。入浴や給食、送迎サービスを行っている場合もある。

点訳奉仕員 所定の講習を受け、印刷された文字や手書きの文字を点字に改め、点字の書籍や文書を作成する。

特別支援アドバイザー 公立の幼稚園、小・中学校、高等学校の要請に応じて臨床心理士等の専門職員である特別支援アドバイザーを派遣し、発達障害を含む障がいのある幼児、児童及び生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援等について、教員、特別支援教育支援員、ボランティア等に助言・援助を行い、特別支援教育の充実を図る。

特別支援教育 特別支援学校及び特別支援学級等における教育に加えて、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応も積極的に行うなど、一人一人のニーズに応じた教育を実施。

WHO（World Health Organization：世界保健機関） 国際連合の中の専門機関の一つで1948年に設立された。国際保健事業の調整・援助、伝染病や風土病の撲滅、保健関連条約の提案・勧告・医療・衛生等の国際基準の策定といった幅広い任務を受け持つ機関。

〔な行〕

内部障害 身体内部の臓器に障がいがあることを指す。血液循環、血液浄化、呼吸、排泄、消化、免疫（感染防御）など、生命を維持するために重要な機能の障がい。

日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業） 認知症、知的障がい、精神障がい等があるために判断能力が不十分な人に対して、自立した地域生活が送れるよう生活支援員を派遣し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などを行う事業で、社会福祉協議会が主体となって実施している。

認知症 成人に起こる認知（知能）障がいであり、記憶、判断、言語、感情などの精神機能が減退し、その減退が慢性に持続することによって日常生活に支障をきたした状態。

脳性麻痺 出生前、周産期、発育期に種々の原因により生じた非進行性の中枢性運動機能障がい、運動発達の遅れ、筋緊張の異常、姿勢の異常、運動の円滑さの欠如などがある。

ノーマライゼーション デンマークの法律で「知的障害がある人のために可能な限りノーマルな生活を創造する」という考え方に源流があるとされる。一般には、障がいのある人が一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきで、共に生きる社会こそノーマルな社会とされている。

〔は行〕

発達障害 発達の過程において、脳の機能に育ちにくい部分があったり、うまく働かなかったりして日常生活に何らかの支障がある状態。脳の機能の特徴なので、育て方や環境等によって発達障が

いが発現するというものではない。主なものとして、以下のものがある。

- ・アスペルガー症候群：自閉症と同じ特徴があるが、知的な発達や言葉の発達に遅れのない状態。
- ・学習障害：基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。
- ・自閉症：① 社会性の問題、② コミュニケーションの問題、③ 特定の活動や興味、想像力の範囲の著しい限局性、の3つの領域に発達の偏りがある状態。具体的には、相手の気持ちや抽象的なことを理解することが苦手、オウム返し、やり方や手順に極端なこだわりなどがみられる。
- ・注意欠陥多動性障害（ADHD：Attention-Deficit Hyperactivity Disorder）：注意が必要なときに集中が困難、じっとしてられない、しゃべりすぎと言われる多動性、考えるよりも先に動いてしまう突発的な行動がみられる衝動性などの3つの特徴が見られる。

発達障害者支援センター 自閉症等の特有の発達障がいをもつ人及びその家族等を総合的に支援するために設置された支援拠点で、発達障がいのある人及びその家族等からの相談に応じ、関係者の研修や関係機関等との連携等により地域の総合的な支援体制づくりの役割を担っている。

パブリックコメント 行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、広く国民・事業者等から意見や情報を提出してもらおう機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うというもの。

バリアフリー 高齢者や障がいのある人の歩行、住宅などの出入りを妨げる物理的障害がなく、動きやすい環境をいう。今日では物理的な障壁を取り除くことだけでなく、制度的、心理的、情報等、障がい者を取り巻く生活全般に関連している障壁（バリアー）を取り除く（フリー）ことをいう。

バリアフリー新法 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の略称。高齢者、障がいのある人等の円滑な移動及び建物等の施設の円滑な利用を確保するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障がいのある人等が計画段階から参加をして、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進することの措置等を定めている。平成18年12月にハートビル法と交通バリアフリー法が統合された。

ハローワーク 国（厚生労働省）が職業安定法により設置した公共職業安定所の愛称。ハローワークでは、求職者への職業相談や職業紹介、雇用保険の各種手続などの事務を総合的に行っているが、障がい者雇用についても、その促進を図るため、障がいのある人の態様に応じた職業紹介や職業指導、求人開拓などを行っている。

ピアカウンセリング 同じ悩みや障がいを持つ仲間の相談に乗り、悩みや障がいをその人自身で克服できるように援助すること。

ピアサポート 障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援する活動。

福祉人材総合対策センター 福祉マンパワー確保対策の推進を図ることを目的とする事業で、岐阜県社会福祉協議会に設置されている。地域住民に対し、福祉サービスに対する理解と関心を高め、社会福祉を目的とする事業への就労を促進するための啓発・広報事業をはじめ講習会の開催、就労斡旋事業を行う。

福祉的就労 一般就労（企業的就労）が困難な障がいのある人のために福祉的な観点に配慮された環境での就労。

福祉避難所 市町村が、震災時に、自宅や避難所での生活が困難で、医療や介護などのサービスを必要とする人を一時的に受け入れ、保護するための施設で、社会福祉施設などが指定される。

保育所等訪問支援 障がいのある子が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がいのある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援・相談などを行う児童福祉法に基づくサービス。

放課後児童クラブ 昼間、保護者がいない家庭の小学校低学年児童等に対し、学校の空き室等の身近な社会資源を利用して、その育成・指導、遊びによる発達の助長等のサービスを行うもの。

放課後等デイサービス 障がいのある子どもに対して、学校の授業終了後又は休日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を促進する児童福祉法に基づくサービス。

法定雇用率 障がい者の雇用の場を確保するため、常用労働者の数に対する一定割合（＝法定雇用率）の数の障がいのある人の雇用義務を事業主に課す制度。平成25年度から引き上げられ、民間企業の法定雇用率は2.0%、国や地方公共団体等は2.3%、都道府県教育委員会等は2.2%となっている。

訪問看護 医師の指示の下に、看護師や理学療法士が家庭を訪問して、病状の観察や清拭、床ずれの予防と処置、リハビリテーション、食事指導管理、排泄の介助・管理、家庭への介護支援・相談等を行う。

訪問看護ステーション 自宅で療養する高齢者などに訪問看護サービスを提供する機関。高齢者の在宅ケアを支えるために、平成4年に老人保健法を改正して制度化された看護師や保健師の開業するセンター。

ホスピタリティー 温かな対応や誠意ある態度、心遣いなどをさす。さらに、手厚くもてなすことや歓待することをいう。

補装具 身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具。盲人安全つえ、点字器、補聴器、義肢、車いす、歩行器など。

〔ま行〕

民生委員・児童委員 厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行い、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員に充てられる。

盲ろう者(盲ろう者通訳) 盲ろう者のコミュニケーション方法は、視覚と聴覚の両方に障がいがあり、視覚及び聴覚の障がいの程度や生育歴、他の障がいとの重複のしかた等によって多様である。このため、手話をはじめとして、蝕手話、点字を応用したものなど、様々な方法で通訳を行う。

〔や行〕

ユニバーサルデザイン 年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを越えて、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建物・施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方。

要保護児童対策地域協議会 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び出産後の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対して、適切な保護を図るために必要な情報交換を行い、また、支援内容を協議するために、市町村が中心となって組織する関係機関の協議会。

要約筆記 話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障がいのある人に伝える。一般的にはOHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）を使用し、話し手の内容をTP（トランス・ペアレンシー）に書き、スクリーンに投影する方法が多く用いられている。

〔ら行〕

療育 「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がいのある児童及びその家族、障がいに関し心配のある方等を対象として、障がいの早期発見・早期治療又は訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行なうこと。

療育手帳 知的障がいのある人に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定以上の障がいがある人に対し申請に基づいて障がい程度を判定し、療育手帳制度に定める「知的障害者」であることの証票として県知事が交付するもの。

障害程度の基準

A1：知能指数がおおむね20以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者

A2：知能指数がおおむね21以上35以下の者で視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由を有し、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級または3級の手帳を所持しており、日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者

B1：上記以外の者で、知能指数がおおむね36以上50以下の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者

B2：知能指数がおおむね51以上75程度の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者

臨床心理士 本臨床心理士資格認定協会が認定する民間資格。臨床心理学を学問的基盤に、心の問題の援助・解決・研究に貢献する専門家として認定する資格である。

レスパイト 障がいのある人の親や家族を一時的に障がいのある人の介護から解放することによって、日ごろの心身の疲れを癒し、休息できるようにすること。

朗読奉仕員 所定の講習を受けて朗読の技術を習得し、視覚障がい者のために声の図書（録音テープ）の作成や対面朗読などをする。

第3次 安八郡障害者計画

平成27年3月

発行：輪之内町